

# 財政的援助団体等監査結果報告書

平成20年度

佐賀県監査委員

# 目 次

第1	監査の概要	1
第2	監査の結果	2
第3	意見事項	9
	用語等の説明	12
	監査対象団体ごとの監査結果	13
(1)	監査対象団体	14
	【出資団体】	
	財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団	14
	財団法人 佐賀県芸術文化育成基金	15
	財団法人 佐賀県環境クリーン財団	15
	財団法人 佐賀県地域福祉振興基金	16
	財団法人 佐賀県長寿社会振興財団	17
	財団法人 佐賀県臓器バンク	18
	財団法人 佐賀県生活衛生営業指導センター	18
	財団法人 佐賀県食鳥肉衛生協会	19
	財団法人 佐賀県地域産業支援センター	19
	佐賀県信用保証協会	21
	佐賀県漁業信用基金協会	22
	社団法人 佐賀県農地保有合理化事業公社	22
	財団法人 佐賀県青年農業者育成センター	23
	社団法人 佐賀県玄海栽培漁業協会	24
	財団法人 佐賀県緑化流通センター	25
	財団法人 佐賀県教育文化振興財団	25
	財団法人 佐賀県体育協会	27
	【補助金等交付団体】	
	財団法人 佐賀県消防協会	29
	社団法人 佐賀県私立幼稚園退職金社団	29
	学校法人 正安寺学園	29
	学校法人 慈雲学園	29
	学校法人 九州アカデミー学園	30
	玄海みなとん里株式会社	30
	株式会社 梅の花	30
	社会福祉法人 祥楓会	31

社会福祉法人 つぼみ会 .....	3 1
社会福祉法人 こもれび会 .....	3 1
医療法人社団 高仁会 .....	3 2
社会福祉法人 慈山会 .....	3 2
社会福祉法人 真栄会 .....	3 2
社会福祉法人 守屋福祉会 .....	3 2
佐賀県障害者スポーツ協会 .....	3 3
社会福祉法人 佐賀春光園 .....	3 3
特定非営利活動法人 つくしのさと .....	3 3
特定非営利活動法人 吉野ヶ里 .....	3 4
株式会社 匠 .....	3 4
株式会社 タシロ .....	3 4
株式会社 B B ネットワークス .....	3 5
株式会社 損害保険ジャパン .....	3 5
株式会社 小糸製作所 .....	3 5
プライムデリカ株式会社 .....	3 5
佐賀県玄海漁業協同組合連合会 .....	3 6
みやき町商工会 .....	3 6
牛津芦刈商工会 .....	3 7
唐津東商工会 .....	3 7
唐津上場商工会 .....	3 7
株式会社 ワイビーエム .....	3 8
多久小城地域有害鳥獣広域駆除対策協議会 .....	3 8
佐賀県農業会議 .....	3 8
佐賀県農業協同組合 .....	3 8
三養基土地改良区 .....	3 9
鳥栖市土地改良区 .....	3 9
伊万里市土地改良区 .....	4 0
ジェイアール九州バス株式会社 .....	4 0
西鉄バス佐賀株式会社 .....	4 0
佐賀県人権・同和教育研究協議会 .....	4 0
新うまい佐賀のりづくり運動推進本部 .....	4 1
佐賀県農林水産物等輸出促進協議会 .....	4 3
財団法人 佐賀県長寿社会振興財団（再掲） .....	1 7
社団法人 佐賀県農地保有合理化事業公社（再掲） .....	2 2

【公の施設の指定管理団体】

唐津市（佐賀県波戸岬海浜公園）.....	4 5
唐津市（佐賀県風に見える丘公園）.....	4 5
唐津市（佐賀県花と冒険の島）.....	4 5
財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会 （佐賀県母子福祉センター）.....	4 6
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 （佐賀県立児童養護施設聖華園）.....	4 7
財団法人 佐賀県手をつなぐ育成会 （知的障害者通勤寮九千部寮）.....	4 7
財団法人 佐賀県手をつなぐ育成会 （知的障害者通勤寮金立寮）.....	4 8
佐賀県物産振興協会 （佐賀県産業振興センター）.....	4 9
財団法人 公園緑地管理財団 （佐賀県吉野ヶ里歴史公園）.....	4 9
伊万里市（伊万里人工海浜公園）.....	5 0
太良町（太良人工海浜公園）.....	5 0
小城市（住ノ江港緑地）.....	5 0
財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団（再掲） （佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター）...	1 4
財団法人 佐賀県長寿社会振興財団 （佐賀県介護実習普及センター）...	1 7
財団法人 佐賀県地域産業支援センター（再掲） （佐賀県地域産業支援センター） （佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター）.....	1 9
財団法人 佐賀県緑化流通センター（再掲） （佐賀県緑化センター）.....	2 5
財団法人 佐賀県教育文化振興財団（再掲） （北山少年自然の家） （黒髪少年自然の家） （波戸岬少年自然の家）.....	2 5
財団法人 佐賀県体育協会（再掲） （佐賀県総合運動場） （佐賀県総合体育館）	

(市村記念体育館) .....	2 7
所管課ごとの監査結果 .....	5 1
( 2 ) 所管課	
<b>【出資団体関係】</b>	
男女共同参画課.....	5 2
長寿社会課 .....	5 3
新産業課、商工課、新エネルギー対策課、雇用労働課 .....	5 3
商工課 .....	5 5
森林整備課 .....	5 6
社会教育・文化財課 .....	5 8
体育保健課 .....	5 9
<b>【補助金等交付団体関係】</b>	
こども課.....	6 0
私学文化課.....	6 1
循環型社会推進課 .....	6 1
長寿社会課 .....	6 2
障害福祉課 .....	6 3
企業立地課 .....	6 5
流通課 .....	6 6
生産者支援課 .....	6 6
畜産課 .....	6 6
農地整備課 .....	6 7
学校教育課 .....	6 8
<b>【指定管理団体関係】</b>	
有明海再生・自然環境課 .....	6 8
母子保健福祉課 .....	6 9
障害福祉課 .....	7 0
商工課 .....	7 1
港湾課 .....	7 2

## 第 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政的援助団体等の監査を次のとおり実施した。

### 1 監査の実施時期

平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月まで

### 2 監査の対象機関

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体等及び補助金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）並びに公の施設の管理を指定している団体のうち 70 団体（施設）について実施。

区 分	出 資	補助金等交付	公の施設の 指定施設	計
財団法人・公社	15	13	16	44(20)
社団法人	2	2		4(3)
学校法人		3		3(3)
社会福祉・医療法人		8	1	9(9)
商工会議所・商工会		4		4(4)
NPO 法人		2		2(2)
株式会社・共同企業体		11		11(11)
市町			6	6(6)
その他		13	1	14(12)
計	17	56	24	97(70)

(注)・数値は団体等数で、( ) は重複を除く実団体等数

・「その他」は、保証協会、土地改良区、農業協同組合及び各種協議会、各種協会等任意の団体

### 3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

- (1) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか
- (2) 補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか
- (3) 公の施設の管理団体については、運営及び財産管理が適切に行われているか

などを着眼点とした。

### 4 監査の実施方法

団体及び所管課の平成 19 年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

## 第 2 監 査 の 結 果

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次のような指摘事項が認められたので、所管課並びに団体に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

### 1 重要な指摘事項

#### (1) 出資団体関係

##### (団体に対するもの)

地域福祉活動推進事業、高齢者保健福祉推進事業の執行で改善を要するものがあった。

【地域福祉課、長寿社会課（財団法人佐賀県地域福祉振興基金）】

地域福祉活動推進事業については、県社協が助成事業者（間接助成）となり市町の社会福祉協議会が実施する事業に対して助成している。

県社協が助成事業者として、基金に事業費の交付申請をしているが、市町社協及び各団体の申請を待たずに県社協の事業予算に基づき申請をしていることから、適正な申請額とはなっていない。

当初申請額 9,912 千円 実申請額 6,171 千円

また、県社協の助成金に係る変更交付申請時期が年度末となっていることから、助成金の追加募集ができなくなり、結果的に多額の不用額となっていた。

助成事業予算額 11,496 千円 - 当初申請額 9,912 千円  
= 残額 1,584 千円

助成事業決算額 6,171 千円

不用額 5,325 千円（執行率 53.6%）

さらに、高齢者保健福祉推進事業も、予算 25,672 千円に対し決算 15,420 千円で、不用額は 10,252 千円と多額になっていた（執行率 60.1%）。

効率的な助成金事業の執行を検討されたい。

総会における議決を経ずに出資金を短期借入金の担保に供していた。

【水産課（社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会）】

短期借入金 1,000 万円の担保として出資金の定期預金（証書）を差し入れているが、定款第 3 6 条第 2 項の規定による総会における議決を経ていなかった。

財団の規程類で不備なものがあった。

【森林整備課（財団法人佐賀県緑化流通センター）】

財団法人の運営に当たって必要な規程類である会計規程（経理規程）が整備されていなかった。

( 所管課に対するもの )

財団の規程類で不備なものがあった。

【森林整備課 ( 財団法人佐賀県緑化流通センター )】

財団法人の運営に当たって必要な規程である会計規程 ( 経理規程 ) が整備されていなかった。所管課にあっては、団体に対し早急に整備するよう指導されたい。

( 2 ) 補助金等交付団体関係

( 団体に対するもの )

事業計画に基づく事業執行がなされていないものがあった。

【流通課 ( 新うまい佐賀のりづくり運動推進本部 )】

佐賀のりブランド確立対策事業のうち

海外市場開拓事業 予算額 1,600 千円、決算額 0 円

高品質ノリ生産推進事業 予算額 534 千円、決算額 0 円

新「佐賀のり」( 仮称 ) プロモーション事業のうち

オピニオン関係 予算額 11,000 千円、決算額 0 円

上記事業は、すべて他の事業の流用財源となっていた。事業計画の変更及び予算額の変更に当たっては、推進本部委員会の承認を得て執行すべきである。

事業計画にない事業が執行されていた。また、執行に当たり、事業実施の方針決定が事務局内だけで処理され、執行されていた。

【流通課 ( 新うまい佐賀のりづくり運動推進本部 )】

事業計画に計上されていない事業の執行については、少なくとも推進本部長までの方針伺の決裁を受けて執行すべきである。

事業名 佐賀のりファン拡大事業

項 目 産地イメージPR活動

( 予算額 1,708 千円、決算額 2,013 千円 )

内 容 物産観光展等を利用したPR

・ 海苔店とタイアップによる「華のり」のPR

決算額 947,833 円

県が承認した負担金の事業内容とその実施内容に重大な相違があった。

【流通課 ( 新うまい佐賀のりづくり運動推進本部 )】

県の新規事業評価において統括本部の意見「既存事業とのすみわけや振り替え方針を明確にすること」を添えて、予算に計上されていたが、以下のとおりの実施内容となっていた。

ア 事業名 「佐賀のりイメージアップ総合戦略事業」

( 事業費 6,000 千円、県負担額 3,000 千円 )

県の予算要求時点では、負担金事業で、海外での佐賀のりのPR事業を実施するとして、1,284 千円を含む 6,000 千円の事業費の 1/2 の 3,000 千円を負担金として支出しているが、本事業は別途県単独事業 ( 県予算 ) で実施されたため推進本部では実施されておらず、実施しなかった予算額 1,284 千円は他の事業に流用されていた。

イ 事業名 新「佐賀のり」( 仮称 ) プロモーション事業費



(事業費 50,000 千円、県負担額 25,000 千円)

県の予算要求時点では、負担金事業として、オピニオン関係として 11,100 千円を含む 50,000 千円の事業費の 1/2 の 25,000 千円を負担することとなっているが、計画事業は実施されておらず、実施しなかった予算額 11,100 千円は手続きを取ることなく他の事業に流用されて執行されていた。

### (3) 公の施設の指定管理団体関係

#### (指定管理者に対するもの)

収入の取扱いで、経理規定に反する取扱いがなされていた。

【障害福祉課(財団法人佐賀県手をつなぐ育成会：九千部寮)】

通勤寮を管理する当団体の経理規定では、「資産及び負債の増減及び異動並びに収入支出の区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。」となっているが、自立支援費等収入の収入時期が、平成19年2月分から平成20年1月分の年度をまたがった1年分が収入計上されており、経理規定どおり会計年度区分の処理がなされていなかった。

収入の取扱いで、経理規定に反する取扱いがなされていた。

【障害福祉課(財団法人佐賀県手をつなぐ育成会：金立寮)】

通勤寮を管理する当団体の経理規定では、「資産及び負債の増減及び異動並びに収入支出の区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。」となっているが、自立支援費等収入の収入時期が、平成19年2月分から平成20年1月分の年度をまたがった1年分が収入計上されており、経理規定どおり会計年度区分の処理がなされていなかった。

行政財産の目的外使用許可申請の手続きが取られていなかった。

【港湾課(太良町：太良人工海浜公園)】

当施設(海水浴場)の開設期間内に、利用者の利便性を確保するために売店及び自動販売機の設置がなされているが、県に対して施設利用の許可申請がなされず、指定管理者において、独自の許可を行い、使用料を指定管理者が徴収しているものがあつた。(使用料徴収額 1,340 円)

#### (所管課に対するもの)

自動販売機の設置に関し、行政財産の目的外使用の許可がなされていなかった。

【有明海再生・自然環境課(唐津市：佐賀県波戸岬海浜園)】

行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。

【有明海再生・自然環境課(唐津市：佐賀県風に見える丘公園)】

レストハウス内に、事業者が施設を使用し、喫茶・軽食営業を行うとともに、自動販売機を設置しているが、知事に対する施設の目的外使用許可申請がなされていなかった。

平成19年度の指定管理経費において、県から指定管理料が過大に支出されているものがあった。

【有明海再生・自然環境課（唐津市：佐賀県風に見える丘公園）】

指定管理者の決定に際して、県と唐津市で管理運営経費の負担について、覚書が締結されているが、覚書どおりの取扱いがなされていなかった。

実績報告書の収支決算書によれば下記のとおりとなっており県が唐津市に対して130,596円の過大支出となっていた。

覚書に基づく適正な指定管理経費を算定されたい。

管理業務の収支決算書	覚書に基づく県の支出額	過大支出額
・管理経費 5,686,008 円	5,686,008 円	
・利用料金 329,200 円	329,200 円	
・県委託金 2,809,000 円	2,678,404 円	130,596 円
・市費繰入 2,547,808 円	2,678,404 円	130,596 円

覚書

（管理運営経費の負担）

第2条 観光施設の管理運営経費については、各施設ごとに管理運営経費から利用料金等の収入を控除した額を甲及び乙でそれぞれ2分の1を負担するものとする。

2 前項に規定する負担額は、協定書において年度ごとに定めるものとし、当該年度の決算額をもつて確定する。

利用料金の取扱いで適正になされていないものがあった。

【港湾課（伊万里市：伊万里人工海浜公園）】

佐賀県人工海浜公園条例第6条では、指定管理者は利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、利用料金の設定の際の知事への協議及び承認がなされておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。

行政財産の目的外使用許可申請の手続きが取られていなかった。

【港湾課（太良町：太良人工海浜公園）】

当施設（海水浴場）の開設期間内に、利用者の利便性を確保するために売店及び自動販売機の設置がなされているが、県に対して施設利用の許可申請がなされず、指定管理者において、独自の許可を行い、使用料を指定管理者が徴収しているものがあった。（使用料徴収額1,340円）

利用料金の取扱いで適正になされていないものがあった。

【港湾課（小城市：住ノ江港緑地）】

利用料金の設定は、「佐賀県港湾管理条例」第10条第3項で、「指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。」となっているが、指定管理者制度に移行する際に、承認手続きが取られておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。

## 2 その他指摘事項

### (1) 出資団体関係(17件)

#### 出資団体に対するもの(17件)

- ・基金の運用で改善を要するもの(1件)
- ・財産の管理運用についての規定の整備が必要なもの(1件)
- ・基本財産の管理運用の決裁手続きで不適切なもの(1件)
- ・決裁が規定どおりなされていないもの(3件)
- ・規程に即した取扱いが行われていないもの(2件)
- ・理事会の開催手続で、規定とは異なる取扱いがなされているもの(1件)
- ・契約事務で適正でないもの(2件)
- ・事業計画及び予算に関する届出が遅延しているもの(1件)
- ・知事への届出を要するもので行われていないもの(2件)
- ・評議員会の開催手続で検討を要するもの(1件)
- ・会計規程の見直しの検討を要するもの(1件)
- ・予算編成で見直しの検討を要するもの(1件)

### (2) 補助金等交付団体関係(43件)

#### 補助金等交付団体に対するもの(21件)

- ・工事着工報告書の提出で遅延しているもの(1件)
- ・工事着工報告書の提出がなされていないもの(1件)
- ・実績報告書の内容に誤りがあるもの(1件)
- ・実績報告書の様式で検討を要するもの(1件)
- ・県が負担している事業費の資金運用で改善を要するもの(1件)
- ・補助事業に係る証拠書類の一部が保管されていないもの(1件)
- ・補助金交付要綱に即した事務処理がなされていないもの(1件)
- ・支出事務において適正でないもの(2件)
- ・食料費の支出で検討を要するもの(1件)
- ・予算の執行において適正でないもの(2件)
- ・予定価格の積算で適正でないもの(1件)
- ・事業報告書、決算手続きに不備があるもの(1件)
- ・事務処理に必要な規程の整備が不十分なもの(1件)
- ・収入の事務処理で適正でないもの(1件)
- ・補助対象事業である委託事業で額の確定通知が行われていないもの(1件)
- ・契約等の方法で不適切なもの(1件)
- ・契約書に定める検査の記録がないもの(1件)
- ・契約書の規定で見直すべきもの(1件)
- ・任命手続きがなされていないもの(1件)

### **所管課に対するもの（22件）**

- ・補助金交付要綱の内容で適正でないもの（4件）
- ・補助金交付要綱の見直しが必要なもの（1件）
- ・交付申請の添付書類で誤った書類を受理していたもの（1件）
- ・交付申請の審査で留意すべきもの（1件）
- ・補助金交付要綱に定める補助対象経費が明確でないもの（1件）
- ・補助対象経費を誤って認定しているもの（1件）
- ・補助対象経費の取扱いで適正でないもの（1件）
- ・補助対象投資額の確認方法で適切でないもの（1件）
- ・実績報告書の確認が不十分なもの（1件）
- ・補助事業に係る証拠書類の一部が保管されていないもの（1件）
- ・提出期限後に実績報告書を受理しているもの（1件）
- ・工事着工報告書の提出がなされていないもの（1件）
- ・入居者利用料の決定で誤っているもの（1件）
- ・工事完了後の現地確認を怠っているもの（1件）
- ・年間事業費の決算の在り方で指導を要するもの（1件）
- ・補助金事務の指導を徹底すべきもの（1件）
- ・契約事務に関して指導を要するもの（1件）
- ・補助金の額の確定が遅れていたもの（1件）
- ・運営費の借入手続きで適正でないもの（1件）

### **（3） 公の施設の指定管理団体関係（88件）**

#### **指定管理団体に対するもの（34件）**

- ・業務仕様書に基づく自己評価が提出されていないもの（4件）
- ・業務仕様書に定める取扱いがなされていないもの（3件）
- ・事業実績報告の内容で適正でないもの（1件）
- ・事業報告書で期限後に提出されているもの（3件）
- ・事業計画変更申請書を提出していないもの（1件）
- ・代表者の変更届がなされていないもの（1件）
- ・食堂運営に関する協定書の中で報告書の提出を受けていないもの（1件）
- ・再委託の取扱いで適正でないもの（1件）
- ・個人情報管理及び緊急事態発生の際の対応マニュアルが作成されていないもの（1件）
- ・緊急時の対応マニュアルが作成されていないもの（3件）
- ・個人情報の取扱いについて一部改善すべきもの（2件）
- ・財産の管理事務で適正でないもの（3件）
- ・施設の管理が不十分なもの（1件）
- ・施設使用料の徴収事務で適正でないもの（1件）
- ・施設使用料の取扱いで適正でないもの（1件）
- ・利用状況報告がなされていないもの（2件）

- ・利用申込者への承認手続きで検討を要するもの（１件）
- ・正味財産の取扱いで検討を要するもの（２件）
- ・会計処理で適正でないもの（１件）
- ・決算報告の記載で誤っているもの（１件）

#### 所管課に対するもの（５４件）

- ・事業計画書又は事業報告書の報告内容で検討を要するもの（９件）
- ・事業報告書の内容が不十分なものを受理しているもの（４件）
- ・事業計画書（案）及び収支予算（案）の提出時期の規定で検討を要するもの（５件）
- ・事業報告書で期限後に提出されているもの（５件）
- ・業務仕様書に基づく自己評価の提出を受けていないもの（３件）
- ・業務仕様書に定める取扱がなされていないもの（１件）
- ・自動販売機設置に係る使用料徴収について検討を要するもの（２件）
- ・施設使用料の徴収で検討を要するもの（１件）
- ・財産の管理事務で適正でないもの（５件）
- ・貸付備品の管理で不適切なもの（３件）
- ・施設管理業務の実施について徹底すべきもの（１件）
- ・施設損害賠償責任保険契約で検討すべきもの（１件）
- ・施設等の補修費負担に関する協議の記録がないもの（１件）
- ・修繕費の責任分担について検討を要するもの（１件）
- ・施設の利用状況報告について検討を要するもの（１件）
- ・施設の利用促進策を検討すべきもの（１件）
- ・個人情報管理及び緊急事態発生の際の対応マニュアルが作成されていないもの（１件）
- ・正味財産の取扱いで検討を要するもの（２件）
- ・会計処理で団体に指導を要するもの（１件）
- ・共益費の算定で検討を要するもの（１件）
- ・代表者の変更届がなされていないもの（１件）
- ・基本協定書に記載すべき事項の記載漏れがあるもの（１件）
- ・竣工検査の確認がないもの（１件）
- ・再委託の仕様書で検討を要するもの（１件）
- ・清掃面積の変更について内容を確認し、指示していないもの（１件）

### 3 監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果については、１３ページから７４ページまでに記載している。

### 第 3 意見事項

この意見は、平成20年7月から平成21年3月までの間に執行した監査の途上において気づいたことを述べたものであり、今後の業務運営及び行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

#### 1 出資団体に関するもの

##### (1) 外郭団体の見直しについて

県は、県行政を補完するため、公益上必要がある場合は、出資をし、団体を設立して、事業を行わせることができるが、その際には、団体の事業が県の施策の目的に合致し、所期の事業効果が十分に現れているかどうかを絶えず検証する必要がある。

県では、行財政改革緊急プログラム Ver.2.0(平成19年11月策定)の中で、県が出資等を行っている団体は、それぞれの団体によってその性格や社会情勢の変化が与える影響等が違っておき置かれている状況も異なっていることから、「外郭団体の見直しの方向性」(平成18年3月公表)に基づき、一律的な見直しではなく、その団体にあった見直しを行うこととして、

- ・団体そのもののあり方の見直し(廃止・統合)
- ・県のかかわり方の見直し(財政的支援・人的支援(県職員の現職派遣))
- ・団体としての経営面の改善(組織・役員数・職員数・報酬・給与)

に取り組みられている。

しかしながら、監査の結果、例えば、統合予定時期が到来しているにもかかわらず協議が中断したままであるなど、未だに進展が見られていない団体があった。

県全体の予算の減少の中で、外郭団体に対する補助金・委託金の削減が団体の在り方の検討に先行して進んでいるため、収入や人材・人員の減少で運営基盤が脆弱になっている団体が多かった。

それぞれの団体でも職員や事業費の削減を行うなど経営の効率化に努力されているが、中には、基本財産や特定目的の基金の取り崩しなどに至っているものもあった。

もともと県の設置した公の施設の管理を目的として設立された団体は、その団体の事業そのものが指定管理業務となったことから、指定管理者となることのできない場合は、組織の存続自体が危ぶまれる。また、仮に、指定期間が満了し、引き続き指定管理者となることができても、中枢的な役割を担っていた県職員が年々引き上げられており、自ら職員を雇用し、育成して業務を実施できる体制の整備を図る必要に迫られている。しかし、指定期間が3年間と短く、また委託費で定められている給与水準も低いいため、雇用の確保は難しく、人材育成が困難な状況である。

県では、外郭団体の見直しに当たっては、最近の情勢の変化を踏まえ、それぞれの外郭団体の現状や課題を十分把握し直し、県の責務は何か、団体がどういう理由・背景で作られたのか、団体が県の行政の中で担う役割は何か、自主財源で団体を維持し

ていくことができるのかどうか、徹底した議論を行われたい。その結果、必要であれば団体への関与を強化するなど、県が主体となってそれぞれの外郭団体の組織の再構築を進められたい。

なお、団体の廃止・統合に際しては、設立者として、職員の再就職先の紹介、求人情報の提供など、再就労の機会確保を支援されたい。

## (2) 公益法人改革への対応について

県出資の公益法人については、平成20年12月に「公益法人制度改革関連3法」が施行されたことから、5年間のうちに公益認定を受けるかどうかを決めたうえで新たな体制に移行する必要がある。しかしながら、その多くは、公益認定に向けた組織内部の作業に着手されておらず、いくつかの団体においては、認定を受けるかどうか理事会等での方向性の決定も未だなされていなかった。

県出資の公益法人が新しい制度の下で公益認定を現実に受けることができるか、県としてそれぞれの団体ごとにきちんと検討すべきであり、しかるべき部署が佐賀県に合ったマニュアルを作るなどして、県出資の団体が円滑に公益法人改革に対応できるよう指導されたい。

## 2 補助金等交付団体に関するもの

県は、特定の施策を推進するため、特定の団体に対し補助金等を交付して事業を実施している。これら補助事業等の実施に当たっては、補助金等の不正使用の防止や適正な執行を図るために、関係する法令、規則に基づき、補助事業ごとに要綱等が定められ、それによって会計処理、事務処理を行うこととされている。

しかしながら、監査の結果、団体においては、

補助対象事業の会計処理や事務処理が要綱等の定めに従っていなかったもの、提出書類が遅延又は提出されていなかったもの、証拠書類が保管されていなかったものなどが見受けられた。

負担金事業の中で、県が承認した事業内容と異なった事業を実施したものや事業の遂行及び予算の執行に係る重要な方針決定の際に団体としての機関決定を行わず、事務局内で処理していたものがあった。

所管課においても、

要綱等の見直しを要するものや補助金の交付申請書の審査及び実績報告書の確認が不十分なために対象経費を誤って認定したもの、交付すべき補助対象者に補助金が交付されていなかったものなど、基本的な事務処理で不適切なものが見られた。

補助事業等については、全般的にその目的を優先するために、「この程度なら」といった審査に対する甘さが生じたり、補助金を団体等に交付することのみに力点が置かれ、その後の状況などの確認が疎かになっていた。

所管課は、補助金等が公金であることに鑑み、有効・適切に活用され所期の目的が達成できるよう、厳格な審査や確認を行うとともに、その効果等についても検証を徹底するなど補助金交付事業等の適正な遂行及び予算の執行に努められたい。

### 3 公の施設の指定管理団体に関するもの

公の施設の管理については、平成15年に地方自治法が改正され、多様化する行政ニーズに効率的に対応するため、民間事業者が有するノウハウの活用と経費の節減を目的とした指定管理者制度が設けられた。

本県でも平成16年度から平成20年度までに36の公の施設で指定管理者制度が導入されている。

監査委員としても、平成19年度には「指定管理者制度の在り方について」をテーマに行政監査を実施し、今後の公の施設の管理方式の検討等に当たって参考となるよう、指摘事項とともに意見を述べたところである。

県においては、その意見等を踏まえ、平成21年度から始まる次の管理運営業務を担う団体の募集方法を見直すなど、制度改善を進められたところであるが、監査の結果、すぐに改善ができるようなものが手をつけられていないなど、所管課の中で監査結果をどれだけ受け止められているか疑問に思えるものがあった。

所管課は、指定管理施設に定期的に出向くなどして指定管理業務の実施状況をチェックすることが必要であるが、

- ・仕様書はマニュアルに則って細かく規定されているが、それぞれの事情に合っているかどうか吟味されていない。
- ・仕様書で決めながら、事業報告書のチェックが形式的になされただけで、協定書、仕様書どおりに事業が実施されているかどうかの内容確認が不十分である。
- ・個人情報管理や緊急時対応マニュアル等の不備に対し作成指導がなされていない。

など、団体に業務を委任してしまった後は団体に任せ放しの傾向が見られた。

指定管理者制度導入以前から公の施設の管理委託がなされていたものについては、条例や協定書・仕様書等で県への協議等の手続が定められているにもかかわらず、従前の管理委託時代に県と受託団体で行われていた手続がそのまま継続され、改めて協議をし直すなどの処理がなされていないものがあった。

指定管理者に対し協定等でない高額な修繕費を負担させているものがあった。

指定管理者制度が創設され公の施設の管理方式を検討する際に、真に指定管理者制度に馴染むかなどの検討が不十分なまま指定管理者制度が導入されている。その結果、未だ県と指定管理者という公と民の関係が確立できずに、このような状況が生じている。

県と指定管理者は対等の関係であり、仕様書、協定書は両者の関係を規定する契約書と同等の性格を持つものであることをしっかりと認識すべきである。

県におかれては、今後とも、それぞれの指定管理者の経営状況、事業の実施状況を常に検証しながら問題点等を正確に把握し、県民にとってよりよい施設運営が実現されるよう協定書や仕様書の実行確認を徹底するなど、当事者意識をもって各団体の指導監督に努められたい。



用語等の説明

用語等	説明
<p>地方自治法第199条第7項 (財政的援助団体等の監査に関する規定)</p>	<p>条文(抜粋) 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。</p>
<p>公の施設の指定管理者制度</p>	<p>指定管理者制度とは？ 平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。 それまでの「管理委託制度」のもとでは、県が公の施設の管理を直接行わない場合、委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(農協や自治会など)及び自治体が出資する出資法人に限定されていました。 「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPO法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。 指定管理者制度の目的 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。(佐賀県ホームページ引用)</p>
<p>NPO法人</p>	<p>「NPO(NonProfit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。 このうち、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。(内閣府ホームページ引用)</p>
<p>佐賀県行財政改革緊急プログラム</p>	<p>県の財政環境や社会経済状況の変化に対応するため、平成16年10月に策定されました。その後、県議会や行政改善委員会の意見、パブリックコメントなどを参考にして「佐賀県行財政改革緊急プログラムVer.2.0」が平成19年11月に策定されました。 詳しい内容については、佐賀県のホームページ&gt;県政の運営&gt;施策&gt;行財政改革緊急プログラムに記載されています。</p>
<p>公益法人制度改革関連3法</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>

## 監査対象団体ごとの監査結果

団 体 名	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団		
所 在 地	佐賀市天神三丁目 2 - 1 1		
監査執行年月日	平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日		
監査執行者	監査委員 松尾隼雄		
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円
		出資額	20,000,000円
		出資率	100.0%
	公の施設の 管 理	施設名	佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター
委託額		294,568,000円	
所 管 課	男女共同参画課、私学文化課、社会教育・文化財課		
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 基本財産の管理運用の決裁手続に不適切なものがあった。  資産管理規程第3条で「現金を預託し、または解約する場合は、理事長の決裁を受けなければならない」と規定されているが、平成19年10月の国債購入については理事長の決裁がなされていなかった。</p> <p>(2) 契約事務で適正でないものがあった。  業務委託で契約手続を行わないまま業務を行わせ、支出負担行為の時期が適正でないものがあった。  委 託 名 「男と家事のフォトコンテスト2007」写真パネル運搬費  業 務 日 平成19年10月11日(県庁 アバンセ)  11月10日(アバンセ ジャスコ佐賀大和店)  11月18日(ジャスコ佐賀大和店 アバンセ)  見 積 書 提 出 日 平成19年11月13日  支 出 負 担 行 為 日 平成19年11月13日  契 約 金 額 33,600円</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 基本協定書で規定されている代表者の変更届がなされていなかった。  佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書第18条では、「代表者の変更を行ったときは、遅滞なく県に届け出なければならない」とされているが、なされていなかった。</p> <p>(2) 個人情報管理のための措置の明文化及び緊急事態発生の際の対応マニュアルの作成がなされていなかった。  個人情報(各種相談の記録等)漏洩等の防止措置について、具体的な手続等が明文化されていなかった。また、緊急事態発生の際の「対応マニュアル」も作成されていなかった。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県芸術文化育成基金		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成20年10月22日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄 牛嶋博明		
財政的援助内容	出資金	基本財産	314,087,223円
		出資額	250,000,000円
		出資率	79.6%
所 管 課	私学文化課、社会教育・文化財課		
監査の結果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務に関し適正でないものがあった。</p> <p>理事長名で契約されている契約書において押印されている印鑑が特別会計管理者印となっており契約者名と異なっていた。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団			
所 在 地	唐津市鎮西町菫蒲3700番地20			
監査執行年月日	平成20年10月24日			
監査執行者	監査委員 中村 孝			
財政的援助内容	出資金	基本財産	100,000,000円	
		出資額	30,000,000円	
		出資率	30.0%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助	
		補助事業費	62,743,674円	
		補助金交付額	60,341,674円	
		補助事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備事業費補助(平成18年度繰越分)	
		補助事業費	12,141,150円	
		補助金交付額	12,141,000円	
		補助事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備事業費補助	
		補助事業費	2,306,602,678円	
		補助金交付額	315,072,000円	
		補助事業名	佐賀県産業廃棄物処理施設モデル的整備事業補助	
		補助事業費	2,299,760,983円	
		補助金交付額	284,332,000円	
		補助事業名	佐賀県廃棄物高度処理施設整備事業補助	
		補助事業費	5,836,265,100円	
	補助金交付額	3,168,908,000円		
	補助事業名	佐賀県廃棄物処理施設整備関連唐津市鎮西町地域振興特別助成		
	補助事業費	35,000,000円		
補助金交付額	35,000,000円			
貸付金	貸付事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営資金貸付		
	貸付額	5,252,000円		
	貸付事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団建設資金貸付		

		貸付額	400,000,000円
		貸付事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付
		貸付額	1,747,586,000円
所管課	菖蒲処分場整備推進室		
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行されていた。</p>		

団体名	財団法人佐賀県地域福祉振興基金		
所在地	佐賀市鬼丸町7番18号		
監査執行年月日	平成20年10月7日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄 牛嶋博明		
財政的援助内容	出資金	基本財産	3,172,426,197円
		出資額	2,880,000,000円
		出資率	90.8%
所管課	地域福祉課、長寿社会課		
監査の結果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 基金の運用で改善を要するものがあった。</p> <p>地域福祉活動推進事業会計及び高齢者保健福祉推進事業会計の流動資産については、ペイオフの関係もあり無利子の決済性普通預金で管理されている。しかしながら、高齢者保健福祉推進事業会計の流動資産の平成19年度残高については、予算額(42,824千円)をはるかに超える金額(108,617,713円)となっており、資産が有効に活用されているとは言い難い状況だった。現状の事業費規模の見直しも含め、資産の有効活用について検討されたい。</p> <p>(2) 地域福祉活動推進事業、高齢者保健福祉推進事業の執行で改善を要するものがあった。</p> <p>地域福祉活動推進事業については、県社協が助成事業者(間接助成)となり市町の社会福祉協議会が実施する事業に対して助成している。</p> <p>県社協が助成事業者として、基金に事業費の交付申請をしているが、市町社協及び各団体の申請を待たずに県社協の事業予算に基づき申請をしていることから、適正な申請額とはなっていない。</p> <p>当初申請額 9,912千円 実申請額 6,171千円</p> <p>また、県社協の助成金に係る変更交付申請時期が年度末となっていることから、助成金の追加募集ができなくなり、結果的に多額の不用額となっていた。</p> <p>助成事業予算額 11,496千円 - 当初申請額 9,912千円 = 残額 1,584千円</p> <p>助成事業決算額 6,171千円 不用額 5,325千円(執行率 53.6%)</p> <p>さらに、高齢者保健福祉推進事業も、予算 25,672千円に対し決算 15,420千円で、不用額は 10,252千円と多額になっていた(執行率 60.1%)。</p>		

	<p>効率的な助成金事業の執行を検討されたい。</p> <p>(3) 決裁規程にない事務局次長の代決がなされているものがあつた。 財団の処務規程及び会計規程に事務局次長の代決や専決の規定はない。 しかしながら、財団の日常の会計事務や庶務事務の決裁の多くは、事務局次長が事務局長の代決を行っていた。</p>
--	--

団 体 名	財団法人佐賀県長寿社会振興財団			
所 在 地	佐賀市神野東二丁目3番33号			
監査執行年月日	平成20年10月14日			
監査執行者	監査委員 中村 孝 牛嶋博明			
財政的援助内容	出資金	基本財産	210,000,000円	
		出資額	200,000,000円	
		出資率	95.2%	
	補助金	補助事業名	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助	
		補助事業費	50,761,000円	
		補助金交付額	50,761,000円	
	公の施設の 管 理	施設名	佐賀県介護実習普及センター	
委託額		28,424,000円		
所 管 課	長寿社会課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象事業の中で行われた委託契約事業で額の確定通知が行われていなかった。</p> <p>さがねりんピック開催のため各種競技団体に対し、競技運営を委託する事業において、委託契約書に額を確定し、通知すると規定されているがその行為が行われていなかった。</p> <p>委託事業名 平成19年度さがねりんピック2007「競技」実施委託契約書</p> <p>委託先 佐賀県歌人協会ほか14競技団体</p> <p>3 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 平成19年度決算報告の記載で誤っているものがあつた。</p> <p>指定管理業務で購入した備品については、協定書第11条の規定により県の財産として管理すべきであるのに、財団の決算報告書の什器備品目録に記載されていた。</p> <p>備品名 高齢者擬似体験セット一式</p> <p>金額 157,500円</p> <p>年月日 平成19年10月23日</p> <p>(2) 平成19年度実績報告書の内容で適正でないものがあつた。</p> <p>平成20年5月15日付け佐長寿第35号で事業報告書が提出されているが、指定管理業務以外で県から委託を受けている下記事業の内容について</p>			

	<p>ても記載されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員資質向上研修 452,000円</li> <li>・介護相談員養成研修 622,000円</li> </ul>
--	--

団 体 名	財団法人佐賀県臓器バンク		
所 在 地	佐賀市天神一丁目4番15号		
監査執行年月日	平成20年10月14日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	出資金	基本財産	95,385,200円
		出資額	56,443,000円
		出資率	59.2%
所 管 課	健康増進課		
監査の結果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター			
所 在 地	佐賀市白山一丁目2番13号			
監査執行年月日	平成20年10月9日			
監査執行者	監査委員 松尾隼雄 牛嶋博明			
財政的援助内容	出資金	基本財産	5,000,000円	
		出資額	2,000,000円	
		出資率	40.0%	
	補助金	補助事業名	佐賀県生活衛生指導助成事業補助	
		補助事業費	16,770,000円	
	補助金交付額	16,770,000円		
所 管 課	生活衛生課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 職員の出張に関する決裁が規定どおりなされていないものがあった。        処務規程(経過措置を含む)及び旅費規程上、役員及び職員の県外出張は理事長が決裁することとなっているが、事務局長までの決裁で終わっていた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会			
所 在 地	多久市東多久町大字納所 7 9 6 番地 6			
監査執行年月日	平成 2 0 年 1 0 月 8 日			
監査執行者	監査委員 松尾隼雄			
財政的援助内容	出資金	基本財産	10,000,000円	
		出資額	10,000,000円	
		出資率	100.0%	
	補助金	補助事業名	佐賀県食鳥検査事業費補助	
		補助事業費	75,043,098円	
		補助金交付額	4,644,826円	
所 管 課	生活衛生課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 知事への届出を要するもので行われていないものがあった。</p> <p>寄附行為第10条において、「本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、佐賀県知事に届け出なければならない。」と規定されているが、この規定に基づく知事への届出がなされていなかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター			
所 在 地	佐賀市鍋島町大字八戸溝 1 1 4			
監査執行年月日	平成 2 0 年 1 0 月 2 1 日、2 2 日			
監査執行者	監査委員 中村 孝 田中俊雄			
財政的援助内容	1 出資金	基本財産	8,009,912円	
		出資額	8,000,000円	
		出資率	99.9%	
	2 補助金	補助事業名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助	
		補助事業費	122,601,527円	
		補助金交付額	122,601,527円	
		補助事業名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助	
		補助事業費	66,729,701円	
		補助金交付額	63,769,562円	
		補助事業名	佐賀県技術振興等補助	
		補助事業費	47,316,020円	
		補助金交付額	47,299,153円	
		補助事業名	佐賀県新エネルギー産業集積プロジェクト事業補助	
		補助事業費	3,738,957円	
		補助金交付額	3,738,957円	
補助事業名	佐賀県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助			
補助事業費	4,912,000円			



		補助金交付額	4,912,000円
3 損失補償		損失補償事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償
		補償事業費	6,072,000円
		補償金交付額	6,072,000円
4 貸付金		貸付事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付
		貸付事業費	198,995,000円
		貸付金交付額	198,995,000円
5 負担金		負担事業名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業費負担
		負担事業費	37,901,142円
		負担金交付額	6,000,000円
6 公の施設の管理		施設名	佐賀県地域産業支援センター
		委託額	6,816,000円
		施設名	佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター
		委託額	336,216,047円
所 管 課	新産業課、新エネルギー産業振興課、商工課、雇用労働課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 損失補償事業は計画どおり完了し、補償金は目的に沿って執行されていた。</p> <p>4 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は貸付目的に沿って執行されていた。</p> <p>5 負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の資金運用で改善を要するものがあった。</p> <p>中小企業勤労者福祉サービス事業に係るサービスセンター特別会計の流動資産については、無利子の決済性普通預金で管理されている。しかしながら、サービスセンター特別会計の流動資産の平成19年度残高については、予算額(41,200千円)の半分以上を占める金額(28,305,613円：うち24,966,875円は前期繰越収入差額)となっており、資産が有効に活用されているとは言い難い状況だった。現状の事業費規模の見直しも含め、資産の有効活用について検討されたい。</p> <p>6 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行の一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県地域産業支援センター関係】</p> <p>(1) 仕様書に規定されている自己評価が実施されていない。</p> <p>支援センター管理運営業務仕様書において、業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、定期的な自己評価を実施することと規定されているが、アンケートは実施されていたものの、自己評価は一度もなされていない。</p>		

	<p>(2) 事業報告書で期限後に提出されているものがあつた。 基本協定書では、事業報告書のうち「管理運営業務の実施状況」については、年度終了後速やかに県に提出することとされているが、6月末が提出期限となっている経費の収支決算と一緒に6月26日付けで提出されていた。</p> <p>(3) 個人情報の取扱いについて一部改善すべきものがあつた。 センターの管理運営に関する協定書第25条には、「個人情報の利用目的の表記を適切に行うなどのため、必要な規程を整備する」とあり、財団では、個人情報保護方針を定められ、その中で、「個人情報をお預かりする際にはその目的を明確にし、情報の主体である皆様に、可能な限りお知らせします。」と規定されている。 しかしながら、指定管理業務の一環として利用者から求める施設の利用許可申請書には、この旨を明記されていなかった。</p> <p><b>【シンクロトロン光研究センター関係】</b></p> <p>(1) 個人情報の取扱いについて一部改善すべきものがあつた。 管理運営に係る変更協定書の別記「個人情報取扱特記事項」第3条では、この協定による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にすることとされている。しかしながら、指定管理業務の一環として利用者から求める放射線作業従事承諾書の様式にはこの旨を明記されていなかった。</p>
--	--

団 体 名	佐賀県信用保証協会			
所 在 地	佐賀市松原一丁目2番35号			
監査執行年月日	平成20年10月24日			
監 査 執 行 者	監査委員 松尾隼雄 牛嶋博明			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	10,042,246,036円	
		出 資 額	2,770,021,000円	
		出 資 率	27.6%	
	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県信用保証料補給費補助	
		補 助 事 業 費	119,110,355円	
		補 助 金 交 付 額	119,110,355円	
	損 失 補 償	補 助 事 業 名	佐賀県中小企業信用保証損失補償	
		補 助 事 業 費	186,841,913円	
		補 助 金 交 付 額	102,672,799円	
所 管 課	商工課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 規程に即した取扱いが行われていないものがあつた。 福利厚生の一環として行われている住宅資金貸付において、規程に即して資金の用途の確認行為が行われていなかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

	3 損失補償事業は計画どおり完了し、補償金は目的に沿って執行されていた。
--	--------------------------------------

団 体 名	佐賀県漁業信用基金協会		
所 在 地	佐賀市西与賀町大字厘外 8 2 1 2		
監査執行年月日	平成 2 0 年 1 0 月 1 5 日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	6 2 8 , 1 0 0 , 0 0 0 円
		出 資 額	2 3 6 , 8 5 0 , 0 0 0 円
		出 資 率	3 7 . 7 %
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>( 1 ) 決裁で規定どおりに行われていないものがあった。</p> <p>会務規程によれば、支出決定は理事長が行うこととなっているが、全て参事で決裁が終了していた。</p> <p>また、服務規程では、出張伺に理事長の決裁を受け出発することとされているが、県外を含む全ての出張で理事長の決裁を受けていなかった。</p>		

団 体 名	社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社			
所 在 地	佐賀市城内一丁目 6 番 5 号			
監査執行年月日	平成 2 0 年 1 0 月 1 0 日			
監 査 執 行 者	監査委員 松 尾 隼 雄			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	2 1 , 1 2 0 , 0 0 0 円	
		出 資 額	1 0 , 6 0 0 , 0 0 0 円	
		出 資 率	5 0 . 2 %	
		基 本 財 産	6 3 3 , 0 5 1 , 4 8 9 円	
		出 資 額	1 5 5 , 6 8 1 , 0 0 0 円	
		出 資 率	( 特定鉱害復旧事業関係 ) 2 4 . 6 %	
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県農地保有合理化促進対策費補助	
		補助事業費	3 2 , 6 7 1 , 4 3 1 円	
		補助金交付額	2 6 , 5 1 5 , 9 1 8 円	
所 管 課	農産課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>( 1 ) 農地保有合理化事業業務委託 ( 市町に委託 ) において、実績報告書の様式で検討を要するものがあった。</p> <p>農地保有合理化事業において、事業を効率的かつ円滑に推進するため、同事業の業務の一部を市町に委託されている。委託業務の報告書は受理されていたが、委託業務の内容が確認できる報告書 ( 様式 ) となっていなかった。</p>			

	<p>(2) 地方スペシャリストの任命手続がなされていなかった。  組織体制強化費として、職員3名分(総務部長、業務部次長、業務部主査)が補助対象経費として認定されていたが、国の指示に基づく地方スペシャリストの任命手続がなされていなかった。</p>
--	--

団 体 名	財団法人佐賀県青年農業者育成センター			
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号			
監査執行年月日	平成20年10月15日			
監査執行者	監査委員 松尾隼雄 牛嶋博明			
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円	
		出資額	20,000,000円	
		出資率	100.0%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県青年農業者育成センター補助	
		補助事業費	8,171,512円	
		補助金交付額	8,171,512円	
		補助事業名	佐賀県若い農業者就農促進事業費補助	
		補助事業費	15,020,000円	
補助金交付額	15,020,000円			
所 管 課	農産課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計規程の見直しの検討を要するものがあった。  就農支援資金の貸付け原資となる、農家からの償還金収入の受入科目及び国等への償還金支出の勘定科目が設置されていないなど、会計規程が実態に合っていないかった。</p> <p>(2) 予算編成で見直しの検討を要するものがあった。  当センターの予算は、運営費(貸付事務費を含む)を計上する一般会計と貸付金を管理する特別会計とに分けて管理されている。しかしながら、会計規程上は、管理を別にする根拠はない。逆に別にする事で、貸付金特別会計で管理している貸付け財源の余裕資金の運用収入が、一般会計に計上されている貸付事務費の財源となっておらず、結果的に県費補助金の持ち出しがその分多くなっている。  余裕資金の運用収入を、貸付事務費に財源充当できるよう一般会計への繰り出しを検討されたい。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会			
所 在 地	唐津市相賀字神田 5 9 番地 2			
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 1 7 日			
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	6 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円	
		出 資 額	2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円	
		出 資 率	3 3 . 3 %	
	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県回遊性資源増大パイロット事業費補助	
		補 助 事 業 費	1 5 , 6 4 3 , 3 1 6 円	
		補 助 金 交 付 額	1 0 , 2 3 8 , 0 0 0 円	
	負 担 金	負 担 事 業 名	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会会費負担	
		負 担 事 業 費	1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円	
		負 担 金 交 付 額	6 , 2 5 0 , 0 0 0 円	
所 管 課	水産課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>( 1 ) 総会における議決を経ずに出資金を短期借入金の担保に供していた。 短期借入金 1 , 0 0 0 万円の担保として出資金の定期預金 ( 証書 ) を差し入れているが、定款第 3 6 条第 2 項の規定による総会における議決を経ていなかった。</p> <p>( 2 ) 知事への届出を要するもので行われていないものがあった。 定款第 3 8 条では、「事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、佐賀県知事に届け出なければならない。」と規定されているが、このための総会が会計年度開始前に開催されておらず、知事への届出もなされていなかった。</p> <p>( 3 ) 役員報酬の支払い内容が、規定どおりでなかった。 常勤役員報酬規程では、「常勤役員 ( 専務理事 ) の報酬は、月額 3 0 0 , 0 0 0 円とする。」と規定されているが、給与支給明細書を確認したところ専務理事への実際の支払は、職名を事務長として給与月額 2 7 5 , 5 0 0 円、通勤手当 2 4 , 5 0 0 円の内訳でなされており、規定にない支払内容となっていた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	財団法人佐賀県緑化流通センター		
所 在 地	佐賀市高木瀬町大字東高木764-1		
監査執行年月日	平成20年10月20日		
監査執行者	監査委員 松尾隼雄 牛嶋博明		
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円
		出資額	5,000,000円
		出資率	25.0%
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県緑化センター
		委 託 額	4,600,000円
所 管 課	森林整備課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事会の開催手続に関し、規定とは異なる取扱がなされているものがあった。</p> <p>財団の寄附行為では、「理事会に出席できない理事は、他の出席理事に表決権の行使を委任することができる」となっている。しかしながら、平成19年8月6日に開催された理事会の議事録では、1名が委任状提出者とされ、出席として扱われていたが、当該委任状には、表決権を委任する他の出席理事の氏名の記載がなく、寄附行為の規定とは異なる取扱となっていた。</p> <p>(2) 財団の規程類で不備なものがあった。</p> <p>財団法人の運営に当たって必要な規程である会計規程(経理規程)が整備されていなかった。</p> <p>2 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 施設の管理が不十分なものがあった。</p> <p>指定管理者に委任されている管理運営業務のうち、施設の維持及び管理に係る警備業務は、警備会社に委託して、主として機械警備で行われているが、月次報告書を確認したところ、財団職員による退庁時の機械のセット忘れが散見された。</p> <p>(2) 施設使用料の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>施設使用料の徴収については、佐賀県財務規則第50条の規定に基づき、県と徴収事務委託契約が締結されているが、委託契約に定める現金出納簿への記帳と県への納付までの間の保管方法が適正になされていなかった。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県教育文化振興財団		
所 在 地	佐賀市富士町大字閑屋字六反田514番1		
監査執行年月日	平成20年10月23日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円
		出資額	20,000,000円
		出資率	100.0%
	公の施設の 管 理	施 設 名	北山少年自然の家
		委 託 額	89,642,000円

		施設名	黒髪少年自然の家
		委託額	68,054,000円
		施設名	波戸岬少年自然の家
		委託額	119,028,000円
所 管 課	社会教育・文化財課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【北山少年自然の家関係】</p> <p>(1)平成19年度北山少年自然の家事業計画変更申請書が提出されていなかった。</p> <p>財団は、平成19年度北山少年自然の家事業計画書の管理運営組織の体制で職員数を12名で人数配置し提出していた。その後、常勤職員(指導員)が平成19年9月30日に退職し11名となったが、その補充を行わず10月から3月までの6ヶ月間は計画より1名少ない職員数となっていた。管理運営組織の体制の変更の承認を得るために必要な事業計画変更申請書が提出されていなかった。</p> <p>(2)管理運営共通業務仕様書に定める自己評価が県へ報告されていなかった。</p> <p>施設の管理運営業務で、指定管理者は、定期的に施設の管理運営に対する自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ教育委員会に提出することとされているが、提出されていなかった。</p> <p>(3)管理運営共通業務仕様書に記載されている項目で実行されていないものがあった。</p> <p>食堂の運営及び食事提供業務において、「厨房に従事する従業員に適宜、検便を受けさせるとともに定期的に健康診断を受けさせること」と記載されているが、当施設の食堂運営の委託業者から検便等の実施状況についての確認行為を行っていなかった。</p> <p>【黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1)管理運営共通業務仕様書に定める自己評価が県へ報告されていなかった。</p> <p>施設の管理運営業務で、指定管理者は、定期的に施設の管理運営に対する自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ教育委員会に提出することとされているが、提出されていなかった。</p> <p>(2)管理運営共通業務仕様書に記載されている項目で実行されていないものがあった。</p> <p>食堂の運営及び食事提供業務において、「厨房に従事する従業員に適宜、検便を受けさせるとともに定期的に健康診断を受けさせること」と記載されているが、当施設の食堂運営の委託業者から検便等の実施状況についての確認行為を行っていなかった。</p> <p>【波戸岬少年自然の家関係】</p> <p>(1)食堂運営に関して取り決めた協定書の中で提出されていない報告書があ</p>		

	<p>った。</p> <p>食堂運営の協定書において運営業者から営業報告（損益計算書・貸借対照表）の提出を規定しているが、報告の提出を受けていなかった。</p> <p>(2)管理運営共通業務仕様書に定める取扱いがなされていないものがあった。 自販機の設置に係る施設使用料を県に納入することとなっているにもかかわらず、納入されていなかった。 (県は、使用許可指令書で使用料は免除している。)</p> <p>自販機設置による収入 421,591円 施設の利用促進、利便性向上等を考慮して食堂内に売店を設置しているが、施設の使用許可が取られていなかった。 売店設置による収入 24,342円</p> <p>(佐賀県少年自然の家管理運営共通業務仕様書)</p> <p>第4 施設の運営に関する業務</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 物販事業</p> <p>乙(指定管理者)は、目的外使用許可により関連用品、食材等を販売する売店や自動販売機を設置することができる。</p> <p>(1)料金・事業内容 販売する物品等の内容、方法及び料金等は乙が定め、予めその内容を教育委員会に提出し、承認を得ること。</p> <p>(2)目的外使用料 自動販売機の設置等の物販は目的外使用となるため、教育委員会が定める規定に基づき使用料を県に納入すること。</p> <p>(3)管理運営共通業務仕様書に定める自己評価が県へ報告されていなかった。 施設の管理運営業務で、指定管理者は、定期的に施設の管理運営に対する自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ教育委員会に提出することとされているが、提出されていなかった。</p>
--	--

団体名	財団法人佐賀県体育協会			
所在地	佐賀市日の出二丁目1番11号			
監査執行年月日	平成20年10月23日			
監査執行者	監査委員 松尾隼雄 牛嶋博明			
財政的援助内容	出資金	基本財産	400,323,000円	
		出資額	200,000,000円	
		出資率	49.9%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助	
		補助事業費	128,080,462円	
		補助金交付額	128,080,462円	
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第27回九州ブロック大会派遣事業費補助)	
		補助事業費	16,393,184円	
補助金交付額	16,393,184円			



		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(第62回国民体育大会派遣事業費補助)
		補助事業費	55,053,537円
		補助金交付額	55,053,537円
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第63回冬季大会派遣事業費補助)
		補助事業費	1,533,880円
		補助金交付額	1,533,880円
公の施設の 管 理		施 設 名	佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館
		委 託 額	283,431,000円
所 管 課	体育保健課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業計画及び予算に関する教育委員会への届出が遅延していた。</p> <p>寄附行為第15条では、「事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て教育委員会に届け出なければならない。」と規定されているが、事業報告及び決算に関する書類と一緒に6月になってから教育委員会に提出されていた。</p> <p>(2) 評議員会の開催手続で検討を要するものがあった。</p> <p>寄附行為では、評議員会における代理出席や委任状提出の明文規定はないが、委任状を提出した者も出席者として扱い会議の成立を判断されていた。寄附行為を改正する必要があるかどうか、実態を踏まえて整理・検討されたい。</p> <p>(3) 財産の管理運用について規定の整備が必要なものがあった。</p> <p>寄附行為第11条では、「協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。」と規定されている。しかし、実際の財産の管理状況をみると、特定資産を中心とする金融資産については、協会の規程の中に財産管理のための具体的規定がなく、会長に相談し、専務理事の決裁で管理・運用先を決めている状況である。</p> <p>今後、協会財産の安全かつ有利な運用を適切に行うため、財産管理方法に関する規定の整備を検討されたい。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 施設使用料の徴収事務で適正でないものがあった。</p> <p>徴収事務の出納責任者は、財団法人佐賀県体育協会出納責任者であるが、市村記念体育館施設使用料の現金収納に係る領収書発行責任者が、佐賀県総合運動場出納責任者となっていた。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県消防協会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目5番14号		
監査執行年月日	平成20年 7月 1日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県消防協会県費補助
		補助事業費	7,896,062円
		補助金交付額	3,600,000円
所 管 課	消防防災課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社団法人佐賀県私立幼稚園退職金社団		
所 在 地	佐賀市松原一丁目2番35号		
監査執行年月日	平成20年10月14日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校退職基金社団等補助
		補助事業費	109,974,220円
		補助金交付額	20,460,000円
所 管 課	こども課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人正安寺学園(筑水幼稚園)		
所 在 地	三養基郡みやき町大字坂口272		
監査執行年月日	平成20年10月16日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校運営費補助
		補助事業費	14,912,083円
		補助金交付額	7,334,000円
所 管 課	こども課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人慈雲学園(大町幼稚園)		
所 在 地	杵島郡大町町大字福母2116		
監査執行年月日	平成20年10月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校運営費補助
		補助事業費	20,430,000円
		補助金交付額	9,043,000円
所 管 課	こども課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	学校法人九州アカデミー学園（九州環境福祉医療専門学校）		
所在地	鳥栖市古野町176-8		
監査執行年月日	平成20年7月3日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立専修学校運営費補助
		補助事業費	274,421,732円
		補助金交付額	4,335,000円
所管課	私学文化課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	玄海みなとん里株式会社		
所在地	唐津市湊町777番地1		
監査執行年月日	平成20年10月20日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県廃棄物処理施設整備関連唐津市湊地区地域振興特別助成
		補助事業費	60,014,000円
		補助金交付額	60,014,000円
所管課	菖蒲処分場整備推進室		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	株式会社梅の花		
所在地	福岡県久留米市天神町146番地		
監査執行年月日	平成20年10月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助
		補助事業費	19,215,000円
		補助金交付額	9,150,000円
所管課	循環型社会推進課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人祥楓会（特別養護老人ホームみなと園）		
所 在 地	神崎市神崎町鶴 2 9 3 5 番地 2		
監査執行年月日	平成 2 0 年 7 月 4 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補 助 事 業 費	5 2 7 , 1 0 0 , 0 0 0 円
		補助金交付額	1 0 6 , 5 7 5 , 0 0 0 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人つぼみ会（特別養護老人ホームつぼみ荘）		
所 在 地	佐賀市北川副町大字光法字天神 1 4 8 0 - 2		
監査執行年月日	平成 2 0 年 7 月 7 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補 助 事 業 費	2 6 2 , 5 5 0 , 4 0 9 円
		補助金交付額	4 3 , 8 6 2 , 0 0 0 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>( 1 ) 工事着工報告書の提出が遅延していた。</p> <p>佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第 8 条の規定で、補助事業者は、工事を着工したときは、着工した日から 5 日以内に工事着工報告書を知事に提出することとなっているが、着工した日から 5 日以内に県に報告されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事着工日 平成 1 9 年 1 月 2 2 日</li> <li>・報告書提出のための法人内での発議日 平成 1 9 年 3 月 2 0 日</li> <li>・なお、長寿社会課の書類においても受領日が確認できなかった。</li> </ul>		

団 体 名	社会福祉法人こもれび会（特別養護老人ホームけやき荘）		
所 在 地	佐賀市川副町大字福富 8 2 8 - 1		
監査執行年月日	平成 2 0 年 7 月 8 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補 助 事 業 費	3 6 0 , 3 6 0 , 0 0 0 円
		補助金交付額	5 4 , 8 1 0 , 0 0 0 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	医療法人社団高仁会（介護老人保健施設多久いこいの里）		
所 在 地	多久市北多久町多久原 2 5 1 2 番地 2 4		
監査執行年月日	平成 2 0 年 7 月 1 1 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補 助 事 業 費	4 2 , 5 9 4 , 3 9 8 円
		補助金交付額	2 3 , 7 5 0 , 0 0 0 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人慈山会（軽費老人ホーム（ケアハウス）るんに園）		
所 在 地	杵島郡江北町大字惣領分 4 1 5 3		
監査執行年月日	平成 2 0 年 7 月 1 4 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補 助 事 業 費	1 3 , 3 1 0 , 5 2 8 円
		補助金交付額	1 0 , 4 2 0 , 0 0 0 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人真栄会（軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆとり）		
所 在 地	神崎市千代田町詫田 9 8 3 番地		
監査執行年月日	平成 2 0 年 7 月 1 5 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補 助 事 業 費	1 1 , 8 3 1 , 4 3 4 円
		補助金交付額	8 , 4 8 6 , 0 0 0 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人守屋福祉会（軽費老人ホーム（ケアハウス）昌普久苑）		
所 在 地	神崎市脊振町鹿路 2 2 9 0 番地 6		
監査執行年月日	平成 2 0 年 7 月 1 7 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補 助 事 業 費	1 7 , 3 1 5 , 2 8 4 円
		補助金交付額	1 4 , 1 4 2 , 0 0 0 円
所 管 課	長寿社会課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	佐賀県障害者スポーツ協会		
所在地	佐賀市天祐一丁目8-5		
監査執行年月日	平成20年 7月10日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者スポーツ振興事業費補助
		補助事業費	5,700,000円
		補助金交付額	5,700,000円
所管課	障害福祉課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	社会福祉法人佐賀春光園(コロニーみやき)		
所在地	三養基郡みやき町大字原古賀6994番地		
監査執行年月日	平成20年 7月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助事業費	71,166,000円
		補助金交付額	53,374,000円
所管課	障害福祉課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 工事着工報告書の提出がなされていなかった。</p> <p>佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱第8条の規定で、補助事業者は、工事を着工した時は、着工した日から5日以内に工事着工報告書を知事に報告することとなっているが、提出されていなかった。</p>		

団体名	特定非営利活動法人つくしのさと(大町ふれあい共同作業所)		
所在地	武雄市北方町大字志久1241番地1		
監査執行年月日	平成20年 7月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費(基盤整備事業等)補助
		補助事業費	12,521,095円
		補助金交付額	12,521,000円
所管課	障害福祉課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人吉野ヶ里		
所 在 地	神埼郡吉野ヶ里町豆田1791番地3		
監査執行年月日	平成20年 7月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業(基盤整備事業等)補助
		補助事業費	14,900,000円
		補助金交付額	14,900,000円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業に係る実績報告書の内容に誤りがあるものがあつた。</p> <p>実績報告書に記載されている増改築面積に誤りがあつた。</p>		

団 体 名	株式会社匠		
所 在 地	西松浦郡有田町南原丁150-3		
監査執行年月日	平成20年 7月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	際立つ佐賀・たくましい佐賀企業づくり支援事業費補助
		補助事業費	6,710,104円
		補助金交付額	3,334,000円
所 管 課	新産業課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	株式会社タシロ		
所 在 地	佐賀市本庄町大字末次174番地		
監査執行年月日	平成20年 7月25日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	廃棄物抑制等技術研究開発推進事業費補助
		補助事業費	8,132,940円
		補助金交付額	4,066,470円
所 管 課	新産業課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	株式会社BBネットワークス		
所 在 地	佐賀市唐人二丁目5番8号		
監査執行年月日	平成20年 7月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ソフトウェア業等立地促進補助
		補助事業費	34,710,471円
		補助金交付額	17,354,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社損害保険ジャパン		
所 在 地	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号		
監査執行年月日	平成20年 7月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助
		補助事業費	53,375,430円
		補助金交付額	26,687,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社小系製作所		
所 在 地	東京都港区高輪四丁目8番3号		
監査執行年月日	平成20年10月 9日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助事業費	7,076,189,158円
		補助金交付額	1,445,000,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	プライムデリカ株式会社		
所 在 地	神奈川県相模原市麻溝台一丁目7番1号		
監査執行年月日	平成20年 8月 1日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助事業費	1,159,283,520円
		補助金交付額	98,742,000円
所 管 課	企業立地課		



監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業に係る証拠書類の一部に保管されていないものがあった。</p> <p>佐賀県工場等立地促進補助金交付要綱では、補助金交付の条件として、「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。」となっているが、補助金交付申請の際に常用労働者数の確認資料として所管課に提出された雇用保険に係る事業所別被保険者台帳照会事項明細が保管されていなかった。</p>
-------	---

団体名	佐賀県玄海漁業協同組合連合会		
所在地	唐津市海岸通り7182-217		
監査執行年月日	平成20年 8月 4日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県玄海水産物営業戦略強化事業費補助
		補助事業費	8,242,996円
		補助金交付額	4,000,000円
		補助事業名	平成19年度佐賀県漁船燃費向上緊急対策事業費補助
		補助事業費	9,115,132円
		補助金交付額	3,848,000円
所管課	流通課、水産課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	みやき町商工会		
所在地	三養基郡みやき町原古賀1043番地2		
監査執行年月日	平成20年10月 7日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	65,959,934円
		補助金交付額	42,420,192円
所管課	商工課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	牛津芦刈商工会		
所 在 地	小城市牛津町牛津726番地1		
監査執行年月日	平成20年10月6日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	50,050,676円
		補助金交付額	35,694,776円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金交付要綱に即した事務処理がなされていないものがあつた。</p> <p>交付要綱の交付条件の中で単価30万円以上の備品を購入したときには、速やかに知事に届けることとなっているが、下記備品の購入にあたり届出がなかつた。</p> <p>購入備品 公用車 購入価格 944,020円 購入年月日 平成19年5月31日</p>		

団 体 名	唐津東商工会		
所 在 地	唐津市相知町相知2044番地10		
監査執行年月日	平成20年10月9日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	127,045,996円
		補助金交付額	77,738,337円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	唐津上場商工会		
所 在 地	唐津市呼子町呼子3646-6		
監査執行年月日	平成20年10月10日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	112,079,522円
		補助金交付額	74,366,839円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社ワイビーエム		
所 在 地	唐津市原1534番地		
監査執行年月日	平成20年 8月 5日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県チャレンジ10中核企業重点支援事業補助
		補助事業費	5,146,888円
		補助金交付額	3,429,000円
所 管 課	新エネルギー産業振興課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	多久小城地域有害鳥獣広域駆除対策協議会		
所 在 地	小城市芦刈町三王崎346番地2		
監査執行年月日	平成20年 8月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県有害鳥獣(猪)被害防止対策補助
		補助事業費	8,253,400円
		補助金交付額	3,393,000円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県農業会議		
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号		
監査執行年月日	平成20年 8月18日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県経営構造対策推進事業費補助
		補助事業費	8,358,000円
		補助金交付額	8,358,000円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県農業協同組合		
所 在 地	佐賀市栄町2番1号		
監査執行年月日	平成20年 8月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県畜産振興対策事業費補助
		補助事業費	92,633,293円
		補助金交付額	15,090,827円
		補助事業名	佐賀県優良雌子牛保留対策事業費補助

		補助事業費	46,689,348円	
		補助金交付額	10,838,689円	
	利子補給	利子補給事業名	佐賀県農業近代化資金利子補給	
		補給事業費	23,715,017円	
		補給金交付額	23,715,017円	
	貸付金	貸付事業名	佐賀県農業改良資金貸付	
		貸付事業費	50,000,000円	
		貸付金交付額	50,000,000円	
		貸付事業名	就農支援資金(就農施設等資金)貸付	
		貸付事業費	15,782,269円	
		貸付金交付額	15,750,000円	
所 管 課	畜産課、生産者支援課			
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 利子補給事業は計画どおり完了し、交付された利子補給金は、利子補給目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	三養基土地改良区		
所 在 地	三養基郡みやき町市武1389番地1		
監査執行年月日	平成20年 8月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県営かんがい排水淡水切替助成事業助成
		補助事業費	10,992,306円
		補助金交付額	10,992,306円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	鳥栖市土地改良区		
所 在 地	鳥栖市宿町1152番地2		
監査執行年月日	平成20年 8月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県営かんがい排水淡水切替助成事業助成
		補助事業費	7,626,854円
		補助金交付額	7,626,854円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	伊万里市土地改良区		
所 在 地	伊万里市立花町1355番地1		
監査執行年月日	平成20年 8月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県土地改良事業負担金総合償還対策事業(中山間地土地改良事業負担金償還助成事業)助成
		補助事業費	7,545,546円
		補助金交付額	7,545,546円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	ジェイアール九州バス株式会社		
所 在 地	福岡市博多区堅粕二丁目22番2号		
監査執行年月日	平成20年 8月 7日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費(生活交通路線維持費)補助
		補助事業費	10,786,000円
		補助金交付額	5,393,000円
所 管 課	空港・交通課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	西鉄バス佐賀株式会社		
所 在 地	佐賀市駅前中央三丁目3番10号		
監査執行年月日	平成20年 8月 8日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費(生活交通路線維持費)補助
		補助事業費	19,154,000円
		補助金交付額	9,577,000円
所 管 課	空港・交通課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県人権・同和教育研究協議会		
所 在 地	佐賀市大和町川上		
監査執行年月日	平成20年 8月25日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県人権・同和教育研究協議会活動事業費補助
		補助事業費	12,134,316円
		補助金交付額	7,000,000円

所 管 課	学校教育課
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。

団 体 名	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成20年10月 8日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝 牛 嶋 博 明		
財 政 的 援 助 内 容	負担金	負 担 事 業 名	佐賀のりイメージアップ総合戦略事業費負担
		負 担 事 業 費	11,406,386円
		負 担 金 交 付 額	3,000,000円
		負 担 事 業 名	新「佐賀のり」(仮称)プロモーション事業費負担
		負 担 事 業 費	49,311,952円
		負 担 金 交 付 額	25,000,000円
所 管 課	流通課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 支出事務において適正でないものがあった。</p> <p>広告塔の設置のために契約した土地賃貸借契約の解除に伴い、契約解除日までの賃借料を支払っているが、契約解除の事務手続を相手方と交わしていなかったため契約解除日の確認ができなかった。</p> <p>また、相手方から請求書を徴しないで支払いを行っていた。</p> <p>(内 容)</p> <p>科目名 広告看板土地賃借料 金 額 9,858円</p> <p>(2) 予算の執行において適正でないものがあった。また委託契約に伴う支出において適正でないものがあった。</p> <p>下記の委託事業において、平成19年度予算額を超えた金額で年度間をまたがった期間で契約されていた。結果的に他の予算科目から流用して平成19年度分として12,000,000円を支払い、平成20年度予算から残額を支払うことで処理されていたが、平成19年度分の支払いについては履行確認が行われていなかった。</p> <p>委託事業名 新「佐賀のり」(仮称)プロモーションぐるなび委託契約 契約金額 15,000,000円 予算額 6,760,000円 委託期間 平成19年9月1日～平成20年8月31日</p> <p>(3) 予定価格の積算で適正でないものがあった。</p> <p>広告掲載のための委託事業において、予算額を超えて予定価格が決定されていた。</p> <p>委託事業名 広告掲載PR事業 委託金額 33,000,000円</p>		

予定価格 33,000,000円

予算額 29,140,000円

(4) 事業計画に基づく事業執行がなされていないものがあった。

佐賀のりブランド確立対策事業のうち

海外市場開拓事業 予算額 1,600千円、決算額 0円

高品質ノリ生産推進事業 予算額 534千円、決算額 0円

新「佐賀のり」(仮称)プロモーション事業のうち

オピニオン関係 予算額 11,000千円、決算額 0円

上記事業は、すべて他の事業の流用財源となっていた。事業計画の変更及び予算額の変更に当たっては、推進本部委員会の承認を得て執行すべきである。

(5) 事業計画にない事業が執行されていた。また、執行に当たり、事業実施の方針決定が事務局内だけで処理され、執行されていた。

事業計画に計上されていない事業の執行については、少なくとも推進本部長までの方針伺の決裁を受けて執行すべきである。

事業名 佐賀のりファン拡大事業

項目 産地イメージPR活動

(予算額 1,708千円、決算額 2,013千円)

内容 物産観光展等を利用したPR

・ 海苔店とタイアップによる「華のり」のPR

決算額 947,833円

(6) 県が承認した負担金の事業内容とその実施内容に重大な相違があった。

県の新規事業評価において統括本部の意見「既存事業とのすみわけや振り替え方針を明確にすること」を添えて、予算に計上されていたが、以下のとおりの実施内容となっていた。

ア 事業名 「佐賀のりイメージアップ総合戦略事業」

(事業費 6,000千円、県負担額 3,000千円)

県の予算要求時点では、負担金事業で、海外での佐賀のりのPR事業を実施するとして1,284千円を含む6,000千円の事業費の1/2の3,000千円を負担金として支出しているが、本事業は別途県単独事業(県予算)で実施されたため推進本部では実施されておらず、実施しなかった予算額1,284千円は他の事業に流用されていた。

イ 事業名 新「佐賀のり」(仮称)プロモーション事業費

(事業費 50,000千円、県負担額 25,000千円)

県の予算要求時点では、負担金事業として、オピニオン関係として11,100千円を含む50,000千円の事業費の1/2の25,000千円を負担することとなっているが、計画事業は実施されておらず、実施しなかった予算額11,100千円は手続きを取ることなく他の事業に流用されて執行されていた。

団 体 名	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成20年10月 8日		
監査執行者	監査委員 中 村 孝		
財政的援助内容	負担金	負 担 事 業 名	海外市場における佐賀ブランド確立事業費負担
		負 担 事 業 費	51,043,672円
		負担金交付額	17,983,000円
所 管 課	流通課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業報告、決算手続に不備があった。</p> <p>会計規程第20条によれば、「事務局長は、毎会計年度終了後、速やかに事業報告書及び決算書類を作成し、監査の報告書を添えて、委員会に提出しなければならない。」とされているが、平成20年6月4日に開催された協議会（標題は「委員会」とはなっていない）には、監事による監査結果報告書が添えられていなかった。</p> <p>(2) 協議会の事務処理に必要な規程の整備が不十分であった。</p> <p>協議会規約第11条において、「この規約に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。」とされているが、会計規程は整備されていたものの、そのほかで必要と思われる規程が整備されていなかった。</p> <p>(例) 旅費規程（旅行日当は各所属団体の規程にもとづき支払われていたが、この根拠が明文化されていなかった）</p> <p>(3) 事業費の支出事務において適正でないものがあった。</p> <p>支出において、予め予見できるような支払いを立替払いで処理されていた。(以下は例)</p> <p>支出項目 J-PON ネーミング発表会用花代 金 額 6,510円 立替払日 平成19年7月18日 請求年月日 平成19年7月19日 領収年月日 平成19年10月4日</p> <p>支出項目 サンプル代、海外旅行保険代、現地交通費、タクシー代、バイヤーとの食事代 宅急便代として 金 額 72,026円 立替払日 平成20年3月6日、7日、9日、24日、31日 請求年月日 平成20年3月31日 領収年月日 平成20年4月7日</p> <p>支出項目 協議会開催会場使用料 立替払日 平成19年11月26日 請求年月日 平成19年12月18日 領収年月日 平成19年12月18日</p>		



(4) 収入の事務処理で適正でないものがあった。

支出額の誤りがわかり、3,000円の戻入を行う際に決裁処理を行わずに資金管理の通帳に戻していた。

(5) 食糧費の支出で検討を要するものがあった。

海外バイヤー等を佐賀に招聘して佐賀県産品を紹介する事業において海外バイヤーとの懇親を深めるため、また台湾への輸出事業の窓口となる輸出業者との良好な関係を保つために食糧費として食事代を支出しているが、食事代については場所、内容、人数、金額など県の食糧費基準を参考に独自の基準を定め社会通念上認められる範囲での支出を検討されたい。

(6) 契約等の方法で不適切なものがあった。

県産ハウスみかんの海外向け新ネーミングの開発業務において、一社のみで見積で発注がなされていたが、執行伺には一社発注とした理由等の記載はなかった。

また、協議会の会計規程第19条の規定により、100万円を超える契約を結ぶ際には、契約書を作成することとなっているが、当業務では作成されていなかった。

(株) 契約額 2,100,000円

県産ハウスみかんの海外向け新ネーミング発表会の開催業務において、台湾の百貨店と県庁とを衛星中継で結ぶという業務があり、映像に強いということで、一社のみで見積で発注がなされていたが、執行伺にはその理由の記載はなかった。

また、会計規程第19条では、50万円を超え100万円を超えない契約で契約書の作成を省略する場合は、同条ただし書きに該当するものを除き請書を提出させなければならないとされているが、なされていなかった。

(株) 契約額 623,700円

(7) 業務委託契約書に定める検査の記録がないものがあった。

平成19年度台湾・香港向け農産物輸出促進プロモーション事業に係る業務委託契約書第5条では、「物品の制作等を完了した場合は、甲(協議会)の検査を受けなければならない。」と規定されているが、検査の記録が残されておらず、検査の実施及び業務の完了が確認できなかった。

(委託額: 27,995,100円)

(8) 契約書の規定で見直すべきものがあった。

平成19年度台湾・香港向け農産物輸出促進プロモーション事業に係る業務委託契約書において、協議会会計規程第18条に規定する契約事項のうち「履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」の規定が記載されていなかった。同条には、契約の性格又は目的により該当しない事項についてはこの限りでないという例外規定はある。当該業務の受注者は日本国内の業者であるが、実際の物品の制作等は現地の業者が行っており不測の事態が起こる可能性は国内における業務よりもさらに増すものと思われ、当該契約には不可欠な条項である。今後の同種

	<p>の契約の締結の際は盛り込むよう見直されたい。</p> <p>(9) 予算の執行管理を行うための予算内訳が明確になっていなかった。 協議会の予算書には協議会の全体予算額が示されているのみで、事業項目毎に予算の執行管理を行うために必要な事業費の内訳については記載がなかった。</p>
--	--

団 体 名	唐津市		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成20年10月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県波戸岬海浜公園
	管 理	委 託 額	5,608,000円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 財産台帳、備品台帳が適正に管理されていなかった。 基本協定書第6条に定める管理対象物件を明示した財産台帳・備品台帳が、唐津市本庁には存在していたものの、指定管理業務の実務を行っている唐津市鎮西支所産業課に備えられておらず、台帳に記載されている財産と現況との突合が行われていないものがあった(例:一般キャンプ場の太陽電池街灯は破損し使用できない状態であるが台帳には何の記載もない)。</p>		

団 体 名	唐津市		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成20年10月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県風の見える丘公園
	管 理	委 託 額	2,809,000円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。		

団 体 名	唐津市		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成20年10月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県花と冒険の島
	管 理	委 託 額	5,170,000円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。		

	<p>(1) 再委託の取扱で適正でないものがあった。 基本協定書第9条の規定で、乙は、管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合はこの限りでないとなっている。しかし、管理運営業務の一部である体験プログラムの企画運営に関する業務を第三者に委託しているが、県の承諾を得ていなかった。</p> <p>(2) 財産台帳、備品台帳が最新のものとなっていなかった。 協定書で規定されている財産台帳、備品台帳に平成17年度以降取得した財産等の台帳が編さんされていなかった。</p> <p>(3) 緊急時の対応マニュアルが整備されていなかった。 基本協定書第26条の規定に基づき作成することとなっている緊急時の対応マニュアルが整備されていなかった。</p>
--	--

団 体 名	財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会		
所 在 地	佐賀市鬼丸町7番18号		
監査執行年月日	平成20年10月10日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県母子福祉センター
	管 理	委 託 額	5,217,000円
所 管 課	母子保健福祉課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 緊急時対応マニュアルが作成されていなかった。 協定書において、管理運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ対応方法等を記載した対応マニュアル等を整備することとなっているが、作成されていなかった。</p> <p>(2) 佐賀県母子福祉センターの利用申込者への承認手続で検討を要するものがあった。 佐賀県母子福祉センター管理運営業務仕様書において「指定管理者は、利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知するものとする。なお、利用の承認に際し、必要な条件を附することができる」と定めてあるが、指定管理者である連合会は、口頭で通知しているとのことであった。 施設の利用者に対しては、利用上の注意事項等を明確に示し施設の管理に支障が生じないように努める必要があるので、文書による通知を行うよう検討されたい。</p>		

団 体 名	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会		
所 在 地	佐賀市鬼丸町7番18号		
監査執行年月日	平成20年 7月31日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県立児童養護施設聖華園
	管 理	委 託 額	なし
所 管 課	母子保健福祉課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 備品の管理事務で適正でないものがあった。  佐賀県立児童養護施設聖華園の管理運営に関する協定書第11条第1項の規定では、社会福祉協議会が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳にその旨記載するとともに、その帰属は県のものとするとなっている。また、管理運営仕様書第3-1-(2)備品等管理業務の規定により備品等の異動については、定期的に県に報告することとなっているが、平成19年度に購入した備品等について県への報告がなされていなかった。  食堂テーブル(600,000円)など40点(2,395,772円)</p> <p>(2) 緊急時対応マニュアルが作成されていなかった。  協定書では、火災など緊急時の対応マニュアル及び関係者の連絡網を整備することとなっている。  しかし、宿直時の対応マニュアルは作成されていたものの、昼間に緊急事態が発生した場合の職員の役割分担などを記載した対応マニュアルが作成されていなかった。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県手をつなぐ育成会		
所 在 地	佐賀市天祐一丁目8番5号		
監査執行年月日	平成20年 7月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	知的障害者通勤寮九千部寮
	管 理	委 託 額	なし
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 収入の取扱いで、経理規定に反する取扱いがなされていた。  通勤寮を管理する当団体の経理規定では、「資産及び負債の増減及び異動並びに収入支出の区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。」となっているが、自立支援費等収入の収入時期が、平成19年2月分から平成20年1月分の年度をまたがった1年分が収入計上されており、経理規定どおり会計年度区分の処理がなされていなかった。</p>		

	<p>(2) 正味財産の取扱いで、検討を要するものがあった。 当施設は、平成20年度末で民間移譲されることが決定しており、当年度末の正味財産の取扱いを早急に検討されたい。 平成19年度末正味財産額 16,874,151円</p> <p>(3) 事業報告書で期限後に提出されているものがあった。 業務仕様書では、年間事業報告書のうち利用実績及び管理業務の実績は、毎事業年度終了後、速やかに県に提出するとなっているが、6月末が提出期限となっている他の実績報告関係書類とともに6月27日に提出されていた。</p> <p>(4) 月ごとの利用状況報告がなされていなかった。 基本協定書では、通勤寮の利用状況(月ごとの入所者数、退所者数、及び退所先等)は、当該月分を翌月10日までに県に提出することとなっているが、平成19年度分については、この報告がなされていなかった。</p>
--	--

団 体 名	財団法人佐賀県手をつなぐ育成会		
所 在 地	佐賀市天祐一丁目8番5号		
監査執行年月日	平成20年 7月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	知的障害者通勤寮金立寮
	管 理	委 託 額	なし
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 収入の取扱いで、経理規定に反する取扱いがなされていた。 通勤寮を管理する当団体の経理規定では、「資産及び負債の増減及び異動並びに収入支出の区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。」となっているが、自立支援費等収入の収入時期が、平成19年2月分から平成20年1月分の年度をまたがった1年分が収入計上されており、経理規定どおり会計年度区分の処理がなされていなかった。</p> <p>(2) 正味財産の取扱いで、検討を要するものがあった。 当施設は、平成20年度末で民間移譲されることが決定しており、当年度末の正味財産の取扱いを早急に検討されたい。 平成19年度末正味財産額 8,009,778円</p> <p>(3) 事業報告書で速やかに提出されていないものがあった。 業務仕様書では、年間事業報告書のうち利用実績及び管理業務の実績は、毎事業年度終了後、速やかに県に提出するとなっているが、6月末が提出期限となっている他の実績報告関係書類とともに6月27日に提出されていた。</p>		

	<p>(4) 月ごとの利用状況報告がなされていなかった。</p> <p>基本協定書では、通勤寮の利用状況(月ごとの入所者数、退所者数、及び退所先等)は、当該月分を翌月10日までに県に提出することとなっているが、平成19年度分については、この報告がなされていなかった。</p>
--	---

団 体 名	佐賀県物産振興協会		
所 在 地	佐賀市松原一丁目2番35号		
監査執行年月日	平成20年 9月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県産業振興センター
	管 理	委 託 額	14,394,000円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計処理で適正でないものがあった。</p> <p>業務仕様書の規定で、指定管理者は、施設の管理運営に係る経費については区分して経理を行うこととし、指定管理者が有する他の会計とは区分することとなっているが、他の会計と区分して経理されていなかった。</p> <p>また、県に提出された実施計画書及び業務報告書においても区分されていなかった。</p> <p>例(区分されていなかった経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売管理システム保守料・レジスター保守料・包装資材・レジスターリース料・交際費(協会運営上必要な交際費)・原材料費(商品仕入代)</li> </ul> <p>(共通経費で按分を要する経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気料・水道料・通信料</li> </ul>		

団 体 名	財団法人公園緑地管理財団		
所 在 地	東京都港区麻布台2丁目4番5号		
監査執行年月日	平成20年 9月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県吉野ヶ里歴史公園
	管 理	委 託 額	216,425,953円
所 管 課	まちづくり推進課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。		

団 体 名	伊万里市		
所 在 地	伊万里市立花町 1 3 5 5 番地 1		
監査執行年月日	平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	伊万里人工海浜公園
	管 理	委 託 額	なし
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。		

団 体 名	太良町		
所 在 地	藤津郡太良町大字多良 1 番地 6		
監査執行年月日	平成 2 0 年 1 0 月 2 3 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	太良人工海浜公園
	管 理	委 託 額	なし
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>( 1 ) 行政財産の目的外使用許可申請の手続きが取られていなかった。</p> <p>当施設(海水浴場)の開設期間内に、利用者の利便性を確保するために売店及び自動販売機の設置がなされているが、県に対して施設利用の許可申請がなされず、指定管理者において、独自の許可を行い、使用料を指定管理者が徴収しているものがあった。(使用料徴収額 1,340 円)</p>		

団 体 名	小城市		
所 在 地	小城市牛津町柿樋瀬 1 1 0 0 番地 1		
監査執行年月日	平成 2 0 年 1 0 月 2 7 日		
監査執行者(書面)	監査委員 中 村 孝 松 尾 隼 雄 田 中 俊 雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	住ノ江港緑地
	管 理	委 託 額	なし
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。		

## 所 管 課 ご と の 監 査 結 果



## 1 出資団体関係

所 管 課	男女共同参画課		
団 体 名	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 財産の管理事務で適正でないものがあった。  佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターの管理運営に関する協定書の第6条第1項第2号に規定する財産台帳を財団法人に示していないため、財団法人が管理すべき土地・建物・工作物の明細が適正に把握されていない状況である。  また、修繕等により工作物の更新がなされているが、その内容が財産台帳に記載されていない。</p> <p>(2) 事業報告書の報告内容で検討を要するものがあった。  佐賀県立女性センター、佐賀県立生涯学習センターの指定管理業務である「施設の維持及び管理に関する業務」は、指定管理業務の三つの柱の一つとして位置付けられており、また、多額の経費もかかっている業務であるが、事業報告書では、当該業務が仕様書どおり実施されたかどうか、またその決算額がどうであったか具体的に確認できるようになっていなかった。  財団によると、事業報告書の様式は県から示されたものを使用しているとのことであり、指定管理業務の実施状況について正確に把握・検証し、今後の公の施設の適正な管理運営に資することができるよう、所管課において、報告で使用する様式や記載内容等を再検討されたい。</p> <p>(3) 自動販売機設置に係る使用料徴収について検討されたい。  行政財産の目的外使用許可で、使用料が免除されている。  自販機設置により収入も計上(1,235,431円)されていることから、適正な使用料を徴収すべきでないか、検討されたい。</p> <p>(4) 基本協定書で規定されている代表者の変更届がなされていないかった。  佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書第18条では、「代表者の変更を行ったときは、遅滞なく県に届け出なければならない」とされているが、なされていないかった。</p> <p>(5) 個人情報管理のための措置の明文化及び緊急事態発生の際の対応マニュアルの作成がなされていないかった。  個人情報(各種相談の記録等)漏洩等の防止措置について、具体的な手続等が明文化されていないかった。また、緊急事態発生の際の「対応マニュアル」も作成されていないかった。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
団 体 名	財団法人佐賀県長寿社会振興財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	200,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助
		補 助 事 業 費	50,761,000円
		補助金交付額	50,761,000円
公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県介護実習普及センター	
監 査 の 結 果	<p>(1) 貸付物品の管理に不適切なものがあった。</p> <p>県では、平成19年4月1日付けで、県が財団に貸し付けている備品のうち5万円未満のものを備品から除外し、財団に示されている。しかしながら、5万円未満の物品も指定管理業務の実施に必要なものであり、平成21年度からの新たな指定管理期間における指定管理者の募集に当たっては、指定管理業務に必要な物品を指定管理者に別途調達してもらうような仕様にはなっておらず、現在使用している物品が使われることが前提になっている。</p> <p>所管課においては、備品から外した物品も貸付物品一覧として整理し、適切に管理されたい。</p>		

所 管 課	新産業課、商工課、新エネルギー対策課、雇用労働課		
団 体 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	8,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助
		補 助 事 業 費	122,601,527円
		補助金交付額	122,601,527円
		補 助 事 業 名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助
		補 助 事 業 費	66,729,701円
		補助金交付額	63,769,562円
		補 助 事 業 名	佐賀県技術振興等補助
		補 助 事 業 費	47,316,020円
		補助金交付額	47,299,153円
		補 助 事 業 名	佐賀県新エネルギー産業集積プロジェクト事業補助
		補 助 事 業 費	3,738,957円
		補助金交付額	3,738,957円
		補 助 事 業 名	佐賀県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助
		補 助 事 業 費	4,912,000円
		補助金交付額	4,912,000円
損失補償	損失補償事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償	
	補 償 事 業 費	6,072,000円	
	補償金交付額	6,072,000円	
貸付金	貸 付 事 業 名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付	
	貸 付 事 業 費	198,995,000円	

		貸付金交付額	198,995,000円
負担金	負担事業名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業費負担	
		負担事業費	37,901,142円
		負担金交付額	6,000,000円
公の施設の管理	施設名	佐賀県地域産業支援センター 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター	

監査の結果

【地域産業支援センター関係】

(1) 事業報告の報告内容に改善すべきものがあつた。

昨年度監査の際に、「事業報告の報告内容で検討を要するものがあつた。」として、「管理業務の具体的内容を報告するなど、記載すべき内容を県と協議・検討されたい。」と指摘していたところ、報告に一部具体的内容を盛り込んだ旨措置報告がなされている。しかしながら、修正後の報告書においても、仕様書で定められた業務が計画どおり実施されたかどうか分かりにくい状況である。報告内容について所管課と財団で再度協議のうえ整理されたい。

(2) 事業報告書で期限後に提出されているものがあつた。

基本協定書では、事業報告書のうち「管理運営業務の実施状況」については、年度終了後速やかに県に提出することとされているが、指定管理者からは、6月末が提出期限となっている経費の収支決算と一緒に6月26日付けで提出されており、所管課も提出期限について指導をしていなかった。

(3) 施設使用料に伴う施設の維持管理経費（冷暖房経費）の徴収で検討を要するものがあつた。

施設使用料の減免については、佐賀県地域産業支援センター条例第4条で知事が決定することとなっている。

しかしながら、使用料を免除することで、冷暖房の経費まで免除されていた。(21件)

使用料及び冷暖房設備の使用に係る経費については、佐賀県地域産業支援センター条例第3条で次のように規定されている。

支援センターを使用する者は、別表に掲げる額の使用料を同表に掲げる納期までに納付しなければならない。

別表（第三条関係）

区分	使用料		納期
	3時間まで	4時間以上	
第1研修室	2,320円	1時間当たり775円に使用時間数を乗じた額。10円未満の端数切捨て	使用の際。 ただし、使用許可時間を超過した分に係る使用料は、使用終了の際
第2研修室	2,120円	1時間当たり707円に使用時間数を乗じた額。10円未満の端数切捨て	
研究開発室	1平方メートルにつき1月当たり900円		使用する月の前月末

注1 研修室を使用する場合において、使用許可時間を超過して使用したときは、1時間当たりの金額に超過した時間数を乗じて得た額を徴収し、また、冷暖房設備を使用するときは、それぞれの施設の欄に掲げる額に10分の3を乗じて得た額を加えた額を徴収する。この場合において、当該

	<p><u>超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分には満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(4) 自動販売機設置に係る使用料徴収について検討されたい。 行政財産の目的外使用許可で、使用料が免除されている。 自販機設置により収入も計上(165,632円)されていることから、適正な使用料を徴収すべきでないか、検討されたい。</p> <p><b>【佐賀県立九州シンクロトン光研究センター関係】</b></p> <p>(1) 事業計画書、事業報告書の記載内容について検討を要するものがあつた。 指定管理業務として「施設の維持及び管理に関する業務」が位置付けられているが、事業計画書及び事業報告書には当該業務の実施内容、実施状況等が分かるような記載がなかった。実験・研究棟、宿泊棟の施設設備管理業務は再委託されており、具体的な業務仕様書も作成されているが、県としてこの内容がチェックできるようになっていないので、事業計画書・事業報告書の記載内容について検討されたい。</p> <p>(2) 専用ビームラインの設置に係る竣工検査の記録がないものがあつた。 佐賀大学の専用ビームライン装置の設置に際しては、専用ビームライン装置設置契約書(第4条第4項)において、設置が完了したときは竣工届を提出させ竣工検査を実施することが規定されている。しかし、センターでは、佐賀大学の専用ビームライン設置工事の進捗と並行して、センターの職員がその都度立会い設置状況を確認していたことをもって、最終的に竣工検査を実施したという記録を残しておらず、設置が適切に完了したかどうかの書面上の確認ができなかった。</p> <p>(3) 修繕費の責任分担について検討を要するものがあつた。 基本協定書第5条3項では、修繕については県が行うと規定されている。しかしながら、現実には県とセンターが協議して、100万円を超えないものについてはセンターが負担しているとのことであつた。所管課(新産業課)においては、平成21年度からの3年間を対象とする協定書の見直しを予定されており、修繕費の負担の在り方についても、県とセンターで協議のうえ、県の他の指定管理施設同様、県と管理者との責任分担を明記されたい。</p>
--	--

所管課	商工課		
団体名	佐賀県信用保証協会		
財政的援助内容	出資金	出資額	2,770,021,000円
	補助金	補助事業名	佐賀県信用保証料補給費補助
		補助事業費	119,110,355円
		補助金交付額	119,110,355円
	損失補償	損失補償事業名	佐賀県中小企業信用保証損失補償
		補償事業費	186,841,913円
補償金交付額		102,672,799円	

監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱に不備があるものがあつた。 佐賀県中小企業信用保証損失補償金交付要綱 実績に基づく、補助金額の確定通知を行っているにもかかわらず、補助金交付要綱の中に佐賀県補助金等交付規則第12条に規定する実績報告書の提出を求める条文が記載されていなかった。</p> <p>佐賀県信用保証料補給費補助金交付要綱 要綱第3条で補助金申請書と実績報告書を様式第1号と定め、補助金の交付決定と額の確定は、事業実施後に提出された上記申請書等の内容を確認し、同時に行われている。しかしながら、補助金交付要綱第4条の補助金の交付の条件に関する規定には、「補助事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。」など、額の確定通知以後に交付条件とすることができないものが定めてあるので改められたい。</p>
-------	---

所管課	森林整備課		
団体名	財団法人佐賀県緑化流通センター		
財政的援助内容	出資金	出資額	5,000,000円
	公の施設の管理	施設名	佐賀県緑化センター
監査の結果	<p>(1) 財団の規程類で不備なものがあつた。 財団法人の運営に当たって必要な規程である会計規程（経理規程）が整備されていなかった。所管課にあっては、団体に対し早急に整備するよう指導されたい。</p> <p>(2) 光熱水費、管理経費に係る共益費の算定で、検討を要するものがあつた。 当施設には、(財)佐賀県緑化流通センターが入居し、指定管理業務を受託している。しかしながら、光熱水費や管理経費等がすべて指定管理経費から支出されている。緑化センターに係る共益費については、指定管理業務に係る経費と(財)佐賀県緑化流通センターが使用する経費の按分方法を検討されたい。</p> <p>(3) 事業計画書の提出時期に係る協定書、仕様書の規定で整理すべきものがあつた。 指定管理業務に係る事業計画書の提出時期については、基本協定書では、各年度の2月末日までに提出することとされている。一方、仕様書では、毎年度当初に事業計画書を作成し、県に提出することとなっているが、同じ条項の中で、毎年度の9月末日までに、実施（事業）計画書を作成し、県に提出することも規定されている。このようにそれぞれの規定で提出期限が違っており、混乱を招く内容となっていることから、事業計画書はどの時期に提出を求めるのが適切なのか、所管課において整理されたい。</p> <p>(4) 事業計画書、事業報告書の記載内容について検討を要するものがあつた。 仕様書においては、指定管理業務の内容等を具体的に記載し、指定管理</p>		

者にその実行を求めているが、事業計画書及び事業報告書は仕様書に定める指定管理業務の具体的な実施内容、実施状況等が把握できるような内容とはなっていなかった。所管課においては、事業計画書・事業報告書に記載させる内容について検討されたい。

(5) 備品管理事務について不適切なものがあつた。

センターの管理運営に関する協定書第6条において、県が財団に管理運営業務を行わせるに当たって管理させる物件は、県が定める財産台帳及び備品台帳で示すこととされている。しかしながら、「さかの樹生産履歴管理システム」、「緑化センター案内看板」については、実際には平成19年中にすでに指定管理者で管理がなされていたにもかかわらず、備品に変更があつた時点での備品一覧への追加の手続がなされていなかった。

また、所管課と指定管理者がそれぞれ保管している備品一覧表に記載のAEDの取得年月日が異なっていた。

(6) 管理運営業務の実施について徹底すべきものがあつた。

指定管理者に委任されている管理運営業務のうち、施設の維持及び管理に係る警備業務は、警備会社に委託して、主として機械警備で行われているが、月次報告書を確認したところ、財団職員による退庁時の機械のセット忘れが散見された。

所管課においては、指定管理業務が仕様書に基づいて確実に実施されているかどうか、実地検査の際の点検を徹底されるとともに、不備があれば是正指導されたい。

(7) 指定管理経費の実績報告書の内容で検討を要するものがあつた。

管理委託料については、警備等の業者委託分は実績報告書から確認ができるが、園地の維持管理経費については、管理委託料の残額すべてを園地の維持管理経費として財団の収入に振替処理がなされていた。このため、実績額の確認ができず、管理経費の妥当性が判断できるようになっていなかった。

所管課においては、設計・積算に基づく管理経費の実績額を報告させるよう実績報告書の報告内容を検討されたい。

(8) 指定管理業務に係る会計処理で、団体に指導を要するものがあつた。

指定管理経費については、団体の業務と指定管理業務に係る経費が区別できるような会計処理がなされていなかった。管理経費の妥当性、実績確認のためにも指定管理に係る経費については、他の業務と区別できるよう団体を指導されたい。

所 管 課	社会教育・文化財課		
団 体 名	財団法人佐賀県教育文化振興財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000円
	公の施設の 管 理	施 設 名	北山少年自然の家 黒髪少年自然の家 波戸岬少年自然の家
監 査 の 結 果	<p>【北山少年自然の家、黒髪少年自然の家、波戸岬少年自然の家関係】</p> <p>(1)管理運営共通業務仕様書に定める自己評価が県へ報告されていなかった。 施設の管理運営業務で、指定管理者は、定期的に施設の管理運営に対する自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ教育委員会に提出することとされているが、提出されていなかった。 また、所管課も自己評価の提出を求めていなかった。</p> <p>【波戸岬少年自然の家関係】</p> <p>(1)管理運営共通業務仕様書に定める取扱いがなされていないものがあった。 施設の運営に関する業務で、自販機の設置に係る施設使用料を県に納入することとなっているにもかかわらず、納入されていなかった。 (県は、使用許可指令書で使用料は免除している。) 自販機設置による収入 421,591円 施設の利用促進、利便性向上等を考慮して食堂内に売店を設置しているが、指定管理者から施設の使用許可申請を提出させていなかった。 売店設置による収入 24,342円 (佐賀県少年自然の家管理運営共通業務仕様書) 第4 施設の運営に関する業務 1～4 省略 5 物販事業 <u>乙(指定管理者)は、目的外使用許可により関連用品、食材等を販売する売店や自動販売機を設置することができる。</u> (1)料金・事業内容 <u>販売する物品等の内容、方法及び料金等は乙が定め、予めその内容を教育委員会に提出し、承認を得ること。</u> (2)目的外使用料 <u>自動販売機の設置等の物販は目的外使用となるため、教育委員会が定める規定に基づき使用料を県に納入すること。</u></p> <p>(2)貸付物品の管理に不適切なものがあった。 県では、平成19年4月1日付けで、県が財団に貸し付けている備品のうち5万円未満のものを備品から除外し、財団に示されている。しかしながら、5万円未満の物品も指定管理業務の実施に必要なものであり、平成21年度からの新たな指定管理期間における指定管理者の募集に当たっては、指定管理業務に必要な物品を指定管理者に別途調達してもらうような仕様にはなっておらず、現在使用している物品が使われることが前提になっている。 所管課においては、備品から外した物品も貸付物品一覧として整理し、適切に管理されたい。</p>		

所 管 課	体育保健課		
団 体 名	財団法人佐賀県体育協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	200,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助
		補 助 事 業 費	128,080,462円
		補 助 金 交 付 額	128,080,462円
		補 助 事 業 名	各種競技大会派遣事業費補助（国民体育大会第27回九州ブロック大会派遣事業費補助）
		補 助 事 業 費	16,393,184円
		補 助 金 交 付 額	16,393,184円
		補 助 事 業 名	各種競技大会派遣事業費補助（第62回国民体育大会派遣事業費補助）
		補 助 事 業 費	55,053,537円
		補 助 金 交 付 額	55,053,537円
		補 助 事 業 名	各種競技大会派遣事業費補助（国民体育大会第63回冬季大会派遣事業費補助）
	補 助 事 業 費	1,533,880円	
	補 助 金 交 付 額	1,533,880円	
公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館	
監 査 の 結 果	<p>(1) 施設設備等維持・管理業務（再）委託仕様書で検討を要するものがあった。</p> <p>指定管理に係る協定書において、体育施設の維持及び管理に関する業務の多くが第三者への委託が可能であるとされている。管理運営業務仕様書では、それを詳細に規定するために、資料2として「施設設備等維持・管理業務（再）委託仕様書」を業務ごとに掲げているが、これらの中に点検報告書・業務報告書等の提出を義務づける規定がない仕様書があった。業務報告書等は、業務の実施状況を確認するために必要な文書であり、それぞれの業務内容を精査され、仕様書の中での記載の必要性について検討されたい。</p> <p>（例）業務報告書の提出が記載されていたもの  総合運動場 清掃業務委託（建物施設の清掃業務委託仕様書）  「毎日（年末年始を除く）実施した内容を業務報告書で提出すること」  業務報告書の提出が記載されていなかったもの  総合体育館 大・小競技場床保守清掃業務委託仕様書</p> <p>(2) 施設・設備等の補修費負担に関する協議の記録がないものがあった。</p> <p>指定管理に係る協定書第7条で規定する責任分担については、別記1「責任分担表」に具体的に整理されているところであり、施設・設備・備品の補修費については、1件当たり50万円を超える場合は、県教育委員会の負担とされている。</p> <p>2007青春佐賀総体に関連する施設・設備の補修については、県費で行うこととなっていた補修等の工事で予想以上に経費がかかり予算が足りなくなったものがあったため、50万円以上のものでも、県と協会の協議を踏まえ、協会負担で補修等がなされているものがあった。しかしながら、</p>		



	<p>これについての所管課と協会の協議の記録がなかったことから、例外的に協会負担とするような場合は、協議経過を記録にとどめるべきであった。</p> <p>【総合運動場】</p> <p>庭球場北側コートほか塗装工事 987,000円</p> <p>庭球場手摺りほか塗装工事 997,500円</p> <p>水泳場スタンド手摺り塗装工事 609,000円</p> <p>【市村記念体育館】</p> <p>屋根防水工事 598,500円</p> <p>計 3,192,000円</p>
--	---

## 2 補助金等交付団体関係

所管課	こども課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校退職基金社団等補助
		補助団体数	社団法人佐賀県私立幼稚園退職金社団
		補助事業費	109,974,220円
		補助金交付額	20,460,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱の見直しが必要なものがあつた。</p> <p>補助金の交付で、概算払いができる要綱となっていないため、概算払いができるよう要綱の見直しを検討されたい。</p> <p>この補助事業は、私立幼稚園に勤務する職員の退職手当に係る拠出金に対して、幼稚園の負担軽減と優秀な職員の確保を目的に補助されている。</p> <p>拠出金は、(社)佐賀県私立幼稚園退職金社団に対して、会員(幼稚園)が毎月、標準給与月額に基づき負担をし、(社)佐賀県私立幼稚園退職金社団が資金の管理及び運用を行っている。</p> <p>しかしながら、補助金交付要綱に概算払いの規定がなく、精算払いとなっていることから、補助金と拠出金を合わせた運用ができない状況である。</p> <p>早期に資金運用ができるよう、補助金の概算払いを検討されたい。</p>		

所管課	こども課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校運営費補助
		補助団体数	学校法人正安寺学園ほか74団体
		補助事業費	3,776,327,000円
		補助金交付額	1,424,892,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 運営費の借入れ手続きで適正でないものがあつた。</p> <p>幼稚園の資金が不足した場合に園長個人から数回に亘り多額の借入がなされていたが、その事務処理において、現金で受入れたことを通帳記帳もせず管理し使用されているなど不適切な事務処理が行われていた。また、</p>		

	借入に関する契約書も作成されていなかった。 所管課においては、指導を徹底されたい。
--	--

所 管 課	私学文化課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立専修学校運営費補助
		補助団体数	学校法人九州アカデミー学園ほか8団体
		補助事業費	736,666,927円
		補助金交付額	12,136,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱の内容で、適正でないものがあつた。 補助金交付要綱で、「補助対象生徒数」とは、基準日現在で在籍する生徒数と定めてあるが、休学者と長期欠席者はどちらも在籍生徒であるにもかかわらず休学者は補助対象外として取扱われ、明文化されていなかった。</p>		

所 管 課	循環型社会推進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助
		補助団体数	株式会社梅の花ほか1団体
		補助事業費	41,215,958円
		補助金交付額	19,150,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 交付申請の添付書類で誤った書類を受理していたものがあつた。 補助金交付要綱第7条で規定する補助金交付申請書(様式第2号)において、法人県民税及び法人事業税の納税証明書を添付することとされている。これは、県内に事業所を置く事業者であることが補助金交付対象者の要件として規定されていることから、補助事業者から佐賀県へ法人県民税・事業税の納税がなされているかどうか、すなわち県内に事業所を設置しているかどうかを確認するために求めているものである。 しかしながら、補助事業者から提出された申請書には、久留米県税事務所が発行した福岡県の納税証明書が添付されていた。</p> <p>(2) 中古設備導入に係る交付申請の審査で留意すべきものがあつた。 中古の設備も補助対象とされているが、補助金交付申請の審査に当たって中古設備の価額の妥当性を評価した記録が残されていなかった。設備購入財源の2分の1は補助金であるので、評価が難しい中古設備についてはより慎重に審査し、その結果を記録に残されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補助団体数	社会福祉法人つぼみ会ほか5団体
		補助事業費	1,777,328,597円
		補助金交付額	267,819,000円
監査実施団体数	4団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱に定める補助対象経費が、明確でないものがあった。  (社会福祉法人つぼみ会)  特別養護老人ホームの創設及び改築については、ユニット型による整備を補助対象とし、一部改築については、改築と一体的な整備であると認められる工事を含むと規定されている。  しかしながら、補助対象経費の中に、改築と一体的とは認められない外溝工事費を補助対象経費として算定されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 躯体工事費 170,839,612 円</li> <li>・ 昇降機設備 6,604,605 円</li> <li>・ 電気設備 31,853,233 円</li> <li>・ 給排水設備 36,247,641 円</li> <li>・ 空調設備 13,690,923 円</li> <li>・ 外溝工事 5,882,761 円 (補助対象経費としない)</li> </ul> <p>補助対象経費計 262,550,409 円  適正な補助対象経費 256,667,648 円</p> <p>(2) 補助事業者に対する補助金事務の指導を徹底すべきものがあった。  (社会福祉法人こもれび会)  平成19年度から平成20年度に50%の事業繰越しがなされているが、補助金事務の担当者と経理事務の担当者との連携不足により、法人会計の決算では、繰越しの手続きがなされておらず、補助金交付決定額全額(109,620千円)が平成19年度に収入されたこととして処理されていた。</p> <p>(3) 補助金交付要綱で定めた提出期限後に実績報告書を受理していた。  (医療法人社団高仁会)  補助金交付要綱第9条には、実績報告書の提出期限は「補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日」と定められている。補助対象事業の竣工日は平成20年3月28日であり、当法人からは事業実績報告書が平成20年4月14日に提出されている。法人からの提出日は、本来、平成20年3月31日でなければならないが、要綱の規定を間違えて解釈し提出を認めていた。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助団体数	社会福祉法人真栄会ほか22団体
		補助事業費	541,781,106円
		補助金交付額	541,770,000円
監査実施団体数	3団体		

監 査 の 結 果	<p>(1) 入居者の利用料の決定で誤っているものがあつた。</p> <p>施設においては毎年7月に利用料の見直しのために入居者の収入階層認定を行っているが、対象収入額の認定を誤っているものや証拠書類の確認が不十分なものがあつた。</p> <p>所管課においては、指導を徹底されたい。</p> <p>(社会福祉法人真栄会)</p> <p>入居者の収入認定を行っているが必要経費として計上すべき源泉徴収額を必要経費として認定していなかったため、対象収入額の認定を誤っていた。その結果階層区分を誤り、入居者からの事務費徴収額を過大に徴収していた。</p> <p>誤) 収入額 2,588,164円  必要経費 72,810円  対象収入額( - ) 2,515,354円  階層区分 12階層  本人事務費徴収額 月額57,000円</p> <p>正) 収入額 2,588,164円  必要経費 72,810円+81,172円  対象収入額( - ) 2,434,182円  階層区分 11階層  本人事務費徴収額 月額50,000円</p> <p>(社会福祉法人守屋福社会)</p> <p>利用者から提出された所得税の確定申告書のみをもって証拠書類として確認していた。所得税の申告書は、あくまでも本人が作成したものであり、記入間違いなどもあることから、他の客観的な証拠書類で確認すべきであつた。</p> <p>誤) 収入額 1,855,856円  必要経費 295,024円  対象収入額( - ) 1,560,832円  階層区分 2階層  本人事務費徴収額 月額13,000円</p> <p>正) 収入額 1,527,928円  必要経費 249,792円  対象収入額( - ) 1,278,136円  階層区分 1階層  本人事務費徴収額 月額10,000円</p>
-----------	--

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者福祉関係施設整備費補助
		補助団体数	社会福祉法人佐賀春光園
		補助事業費	71,166,000円
		補助金交付額	53,374,000円
監査実施団体数	1団体		

監査の結果	<p>(1) 工事着工報告書の提出がなされていなかった。</p> <p>佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱第8条の規定で、補助事業者は、工事を着工した時は、着工した日から5日以内に工事着工報告書を知事に報告することとなっているが、提出されていなかった。</p> <p>また、所管課も提出するよう指導していなかった。</p>
-------	---

所管課	障害福祉課																																														
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費(基盤整備事業等)補助																																												
		補助団体数	特定非営利活動法人つくしのさとほか15団体																																												
		補助事業費	111,637,345円																																												
		補助金交付額	87,333,000円																																												
監査実施団体数	2団体																																														
監査の結果	<p>(1) 補助対象経費を誤って認定しているものがあった。</p> <p>(特定非営利活動法人 つくしのさと)</p> <p>佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費(基盤整備事業等)補助金交付要綱で定める補助対象経費は、改修又は増築に必要な「工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。)」と規定されている。</p> <p>しかしながら、補助金変更交付申請時に補助事業者から「その他工事費」(町施設財産使用料や移設作業費)の取扱いについて相談を受けた際、明確な根拠もなく補助対象経費として認めていた。</p> <p>工事費内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">・主体工事費</td> <td style="width: 40%;">増築工事費</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">8,652,000円</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既存部分基礎工事費</td> <td style="text-align: right;">3,491,250円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(本体工事費</td> <td style="text-align: right;">12,143,250円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他工事費</td> <td>町施設財産使用料</td> <td style="text-align: right;">75,840円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>インターネット移転工事費</td> <td style="text-align: right;">25,305円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話機移転工事</td> <td style="text-align: right;">31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話機移転工事費</td> <td style="text-align: right;">4,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>移設作業費</td> <td style="text-align: right;">241,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(小計</td> <td style="text-align: right;">377,845円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: right;">12,521,095円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(補助金額</td> <td style="text-align: right;">12,521,000円)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 補助対象事業で実施した工事について、工事完了後の現地確認を行っていないものがあった。</p> <p>(特定非営利活動法人 吉野ヶ里)</p> <p>現地確認を行っていなかったため、増改築面積が誤って報告されている実績報告書を受理していた。</p>			・主体工事費	増築工事費	8,652,000円			既存部分基礎工事費	3,491,250円			(本体工事費	12,143,250円)		・その他工事費	町施設財産使用料	75,840円			インターネット移転工事費	25,305円			電話機移転工事	31,500円			電話機移転工事費	4,200円			移設作業費	241,000円			(小計	377,845円)			計	12,521,095円			(補助金額	12,521,000円)	
・主体工事費	増築工事費	8,652,000円																																													
	既存部分基礎工事費	3,491,250円																																													
	(本体工事費	12,143,250円)																																													
・その他工事費	町施設財産使用料	75,840円																																													
	インターネット移転工事費	25,305円																																													
	電話機移転工事	31,500円																																													
	電話機移転工事費	4,200円																																													
	移設作業費	241,000円																																													
	(小計	377,845円)																																													
	計	12,521,095円																																													
	(補助金額	12,521,000円)																																													

	<p>(3) 契約事務に関して指導を要するものがあった。  (特定非営利活動法人 吉野ヶ里)  増改築工事に係る契約に際し、実施計画書作成時に業者から提出を受けた参考的な見積書については、事業承認又は交付決定後に再度見積書を取り直すべきであったにもかかわらず、実施計画書作成時に提出された見積書を活用していた。結果その業者と契約していた。</p> <p>補助金交付申請日 平成19年6月27日  (参考見積書の日付 平成19年6月18日)  補助金交付決定日 平成19年7月10日  (落札業者の提出見積書の日付 平成19年6月18日)</p>
--	--

所 管 課	企業立地課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助
		補助団体数	株式会社損害保険ジャパン
		補助事業費	53,375,430円
		補助金交付額	26,687,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱の内容で適正でないものがあった。  佐賀県補助金等交付規則第4条3項で「知事は、補助金等の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、これを公表するよう努めなければならない。」と定めてあるので、標準的な期間を設定されたい。</p>		

所 管 課	企業立地課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助団体数	プライムデリカ株式会社ほか1団体
		補助事業費	8,235,472,678円
		補助金交付額	1,543,742,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業に係る証拠書類の一部に保管されていないものがあった。  佐賀県工場等立地促進補助金取扱要領では、「要綱に規定する「常用労働者」の判断については、雇用保険一般被保険者であることをもって行う」とされている。このため、監査に際し、プライムデリカ(株)の雇用保険に係る事業所別被保険者台帳照会事項明細の提出を求めたが、書類が保管されていなかった。補助金交付要綱では、補助金交付の条件として、「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。」となっており、所管課においては、交付条件履行の指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助対象投資額の確認方法で適切でないものがあった。</p>		

	<p>補助金交付要綱では、地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する経費の総額を補助対象となる「投資額」の定義としており、この要件を確認するためには、資産所在地の市町が発行する償却資産種類別明細の証明等を用いるべきだが、所管課においては、法人が作成した固定資産明細をそのまま補助金の交付決定の際の確認書類として使用していた。</p>
--	--

所 管 課	流通課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県玄海水産物営業戦略強化事業費補助
		補 助 団 体 数	佐賀県玄海漁業協同組合連合会
		補 助 事 業 費	8,242,996円
		補助金交付額	4,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助対象経費の取扱いで適正でないものがあった。  佐賀県玄海水産物営業戦略強化事業費補助金交付要綱では補助対象経費として「人件費：事業を実施するための指導員の雇用に要する経費（報酬及び社会保険料）」と記載されているにもかかわらず、補助対象事業で雇用されている嘱託職員（営業担当販売員）に係る人件費の中で出張手当や時間外手当及び深夜手当が補助対象経費として認められていた。</p>		

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県経営構造対策推進事業補助
		補 助 団 体 数	佐賀県農業会議
		補 助 事 業 費	8,358,000円
		補助金交付額	8,358,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の額の確定が遅れているものがあった。  補助金の額の確定は速やかに（出納整理期間未まで）行うこと。  実績報告提出日 平成20年4月30日  額の確定年月日 平成20年6月20日</p>		

所 管 課	畜産課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県優良雌子牛保留対策事業補助
		補 助 団 体 数	佐賀県農業協同組合
		補 助 事 業 費	46,689,348円
		補助金交付額	10,838,689円
監査実施団体数	1団体		

監査の結果	<p>(1) 実績報告書の確認(審査)が不十分で、補助対象者に補助金が交付されていないものがあった。</p> <p>JAさが白石地区統括支所管内で自家保留された子牛2頭について、補助金申請時と実績報告書の保留頭数は同じであるが、自家保留の実施対象牛及び農家が異なっており、経済連が補助した奨励金(25,000円)と県費補助金(25,000円)の交付対象農家が異なっていた。</p> <p>申請時点(8月)自家保留頭数 2頭 補助金申請額 50,000円  中間報告(9月) 同上 (A農家 1頭、B農家 1頭)</p> <p>経済連が10月1日でJAさが(農協)に包括承継することとなったため、経済連の奨励金を上記農家に交付。</p> <p>実績報告(3月)自家保留頭数 2頭 補助金請求額 50,000円  県補助金(50,000円)は、JAさが本所で受け入れ、白石支所を通じてC農家の口座へ)</p>
-------	--

所 管 課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県土地改良事業負担金総合償還対策事業(中山間地土地改良事業負担金償還助成事業)助成
		補 助 団 体 数	伊万里市土地改良区ほか11団体
		補 助 事 業 費	220,605,033円
		補助金交付額	34,874,396円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱の内容で適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付決定及び額の確定の事務処理に60日以上かかっている。補助金交付要綱に定める事業においては交付決定等において一部国等の関与を受けるとか交付決定と同時に額の確定を行うこともあって、事務処理に要する標準的な期間設定の定めがない。</p> <p>しかしながら、事業の中には国等の関与も受けない県単補助事業も含まれているので、標準的な事務処理期間を定め、速やかな事務処理を行うよう事務改善に努められたい。</p> <p>補助金交付申請日 平成19年4月10日  交付決定及び額の確定日 平成19年6月22日</p>		



所 管 課	学校教育課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県人権・同和教育研究協議会活動事業費補助
		補助団体数	佐賀県人権・同和教育研究協議会
		補助事業費	12,134,316円
		補助金交付額	7,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 年間事業費の決算の在り方で指導を要するものがあった。</p> <p>佐賀県人権・同和教育研究協議会の会計年度は、協議会会則第15条で4月1日から翌年3月31日までとすると定めてあるが、翌年度も協議会が存続するにもかかわらず決算のための監査実施が3月中旬に行われていた。このため、調査研修費の旅費(17,560円)と研修会費の会場費(4,200円)の支出については、平成19年3月中に支払われているにもかかわらず、平成18年度の支出として整理せず平成19年度の支出として整理され不適切である。</p> <p>所管課においては、補助事業者が適切な決算を行うよう指導されたい。</p>		

### 3 指定管理団体関係

所 管 課	有明海再生・自然環境課		
団 体 名	唐津市		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県波戸岬海浜公園 佐賀県風に見える丘公園 佐賀県花と冒険の島
監査の結果	<p>(波戸岬海浜公園、花と冒険の島)</p> <p>(1) 事業報告書の記載内容について検討を要するものがあった。</p> <p>仕様書においては、指定管理業務の内容等を具体的に記載し、指定管理者にその実行を求めているが、事業報告書は仕様書に定める指定管理業務の具体的な実施状況が把握できるような内容とはなっていなかった。所管課においては、事業報告書に記載させる内容について検討されたい。</p> <p>(波戸岬海浜公園)</p> <p>(1) 自動販売機の設置に関し、行政財産の目的外使用の許可がなされていないかった。</p> <p>(2) 利用促進策を検討すべき施設があった。</p> <p>指定管理施設の利用者数がオートキャンプ場を除き全体的に低迷していることから、海浜公園全体の利用促進策について指定管理者とともに検討されたい。特に、昨年度で利用者が皆無となったテニスコートについては、施設設置者である県も主体性をもって、用途の変更可能性も含め今後の活用計画を検討されたい。</p> <p>(風に見える丘公園)</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないかった。</p>		

	<p>レストハウス内に、事業者が施設を使用し、喫茶・軽食営業を行うとともに、自動販売機を設置しているが、知事に対する行政財産の使用許可申請がなされていない。</p> <p>(2) 平成19年度の指定管理経費において、県から指定管理料が過大に支出されているものがあった。</p> <p>指定管理者の決定に際して、県と唐津市で管理運営経費の負担について、覚書が締結されているが、覚書どおりの取扱いがなされていない。</p> <p>実績報告書の収支決算書によれば下記のとおりとなっており県が唐津市に対して130,596円の過大支出となっていた。</p> <p>覚書に基づく適正な指定管理経費を算定されたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">管理業務の収支決算書</th> <th style="text-align: left;">覚書に基づく県の支出額</th> <th style="text-align: left;">過大支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・管理経費 5,686,008 円</td> <td>5,686,008 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・利用料金 329,200 円</td> <td>329,200 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・県委託金 2,809,000 円</td> <td>2,678,404 円</td> <td>130,596 円</td> </tr> <tr> <td>・市費繰入 2,547,808 円</td> <td>2,678,404 円</td> <td>130,596 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>覚書 (管理運営経費の負担)</p> <p>第2条 観光施設の管理運営経費については、各施設ごとに管理運営経費から利用料金等の収入を控除した額を甲及び乙でそれぞれ2分の1を負担するものとする。</p> <p>2 前項に規定する負担額は、協定書において年度ごとに定めるものとし、当該年度の決算額をもつて確定する。</p>	管理業務の収支決算書	覚書に基づく県の支出額	過大支出額	・管理経費 5,686,008 円	5,686,008 円		・利用料金 329,200 円	329,200 円		・県委託金 2,809,000 円	2,678,404 円	130,596 円	・市費繰入 2,547,808 円	2,678,404 円	130,596 円
管理業務の収支決算書	覚書に基づく県の支出額	過大支出額														
・管理経費 5,686,008 円	5,686,008 円															
・利用料金 329,200 円	329,200 円															
・県委託金 2,809,000 円	2,678,404 円	130,596 円														
・市費繰入 2,547,808 円	2,678,404 円	130,596 円														

所 管 課	母子保健福祉課		
団 体 名	財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県母子福祉センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 年間事業報告書の内容が不十分なものを受理していた。</p> <p>仕様書では、年間事業報告書に自己評価を記載するとともに、その自己評価は利用者モニタリング(アンケート)の結果をもとに行うこととなっている。しかしながら、自己評価や利用者モニタリングは実施されておらず、所管課においては、事業報告書が不備なまま受理していた。</p> <p>また、仕様書の規定では、利用者から聴取する意見や満足度の項目は、県と協議して定めるとされているが、これもなされていない。</p> <p>(2) 事業計画書、事業報告書の記載内容について検討を要するものがあった。</p> <p>協定書や仕様書では、事業報告書にはセンターの利用状況(利用者数等)とともに管理運営業務の実施状況について記載するようになっているが、事業報告書には、利用状況は記載されているものの、管理運営業務の実施状況が分かるようにはなっていない。また、事業計画書においても、管理運営業務について、協定書・仕様書の項目にしたがった記載になっておらず、不明確であった。所管課においては、事業計画書・事業報告書に記載させる内容について検討されたい。</p>		

	<p>(3) 事業計画(案) 収支予算(案)の提出時期の規定で検討を要するものがあった。</p> <p>仕様書では、事業計画書(案) 収支予算書(案)の提出時期は前年度の9月末となっているが、提出されていなかった。</p> <p>仕様書の規定は、県の標準的な仕様書のままとされているようであり、前年9月末までに案の段階で提出させる必要があるかどうか、施設の実態に応じて規定の見直しを検討されたい。</p>
--	--

所 管 課	母子保健福祉課		
団 体 名	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立児童養護施設 聖華園
監 査 の 結 果	<p>(1) 事業報告書の内容が不十分なものを受理していた。</p> <p>仕様書では、事業報告書には自己評価を記載すること、そのために利用者モニタリングを実施することとなっているが、両方ともなされておらず、所管課においては、事業報告書が不備なまま受理していた。</p> <p>(2) 事業計画(案) 収支予算(案)の提出時期の規定で検討を要するものがあった。</p> <p>仕様書では、事業計画書(案) 収支予算書(案)は、毎年9月末までに翌年度分を県に提出することとなっているが、提出されていなかった。</p> <p>仕様書の規定は、県の標準的な仕様書のままとされているようであり、前年9月末までに案の段階で提出させる必要があるかどうか、施設の実態に応じて規定の見直しを検討されたい。</p> <p>(3) 施設の利用状況報告について検討が必要なものがあった。</p> <p>協定書では毎月の利用状況を翌月の10日までに県に報告することとなっているが、報告はなされていなかった。ただし、施設から母子保健福祉課に毎月提出している措置費の請求の文書には、協定書で示されている施設の利用状況に係る報告事項がすべて資料として添えられていた。</p> <p>協定書の規定どおりに報告を実行すると、指定管理者に二重の事務を課すことになるので、この規定の取扱いについて検討されたい。</p>		

所 管 課	障害福祉課		
団 体 名	財団法人佐賀県手をつなぐ育成会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	知的障害者通勤寮 九千部寮 " 金立寮
監 査 の 結 果	<p>(九千部寮、金立寮)</p> <p>(1) 正味財産の取扱いで、検討を要するものがあった。</p> <p>当施設は、平成20年度末で民間移譲されることが決定しており、当年度末の正味財産の取扱いを早急に検討されたい。</p> <p>平成19年度末正味財産額 16,874,151円(九千部寮) " 8,009,778円(金立寮)</p>		

	<p>(2) 事業報告書で速やかに提出されていないものがあつた。 業務仕様書では、年間事業報告書のうち利用実績及び管理業務の実績は、毎事業年度終了後、速やかに県に提出するとなつているが、指定管理者からは、6月末が提出期限となつている他の実績報告関係書類とともに6月27日に提出されており、所管課も提出期限について指導をしていなかった。</p> <p>(3) 事業計画(案)の提出時期の規定で検討を要するものがあつた。 業務仕様書の規定では、前年度の9月末日までに次年度の事業計画(案)及び収支予算書(案)を作成し県に提出するとなつているが、提出されていなかった。 仕様書の規定は、県の標準的な仕様書のままとなつているようであり、九千部寮・金立寮は平成21年度から民間移譲されるので規定を改正する必要はないものの障害福祉課の他の指定管理施設で同様な規定があれば、前年9月末までに案の段階で提出させる必要があるかどうか、施設の実態に応じて規定の見直しを検討されたい。</p> <p>(4) 事業計画書の記載内容で不十分なものがあつた。 法人から提出されている平成19年度の指定管理者としての事業計画書には、法人全体の事業計画が添付されているに過ぎず、基本協定書に掲げている「通勤寮の施設の利用に関する業務」、「通勤寮の施設の維持及び管理に関する業務」の事業の計画が示されているとは認められなかった。</p>
--	---

所 管 課	商工課		
団 体 名	佐賀県物産振興協会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県産業振興センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 事業報告書で速やかに提出されていないものがあつた。 基本協定書では、管理運営業務の実施状況及びセンターの利用状況は、毎年度の業務完了後速やかに提出することとなつているが、指定管理者からは、6月末が提出期限となつている収支決算書と一緒に6月30日付けで提出されており、所管課も提出期限について指導をしていなかった。</p> <p>(2) 貸付物品の管理に不適切なものがあつた。 県では、平成19年4月1日付けで、県が協会に貸し付けている備品のうち5万円未満のものを備品から除外し、協会に示されている。しかしながら、5万円未満の物品も指定管理業務の実施に必要なものであり、平成21年度からの新たな指定管理期間における指定管理者の募集に当たっては、指定管理業務に必要な物品を指定管理者に別途調達してもらうような仕様にはなつておらず、現在使用している物品が使われることが前提になつている。所管課においては、備品から外した物品も貸付物品一覧として整理し、適切に管理されたい。</p> <p>(3) 業務仕様書で示した清掃面積の変更について内容を確認し、指示してい</p>		

	<p>なかった。</p> <p>産業振興センターの改装に伴い、仕様書に明記している再委託する際の最低基準の清掃面積について再設定の必要があったのに見直さず、指定管理者にも指示していなかった。</p>
--	---

所 管 課	港湾課		
団 体 名	伊万里市		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	伊万里人工海浜公園
監 査 の 結 果	<p>(1) 管理物件の取扱で適正でないものがあった。 管理運営業務を行わせるにあたり、管理する物件を財産台帳及び備品台帳等で示していなかった。</p> <p>(2) 基本協定書に記載すべき事項の記載漏れがあった。 基本協定書第6条に記載すべき、管理対象施設の所在地、名称が記載されていなかった。これらは管理対象施設に係る基本事項であり、財産台帳、備品台帳の不備と併せ、協定書の効力そのものにも影響するものである。指定管理開始当時の所管課における文書審査が不十分であったものであり、今後の事務処理は適切になされたい。</p> <p>(3) 利用料金の取扱いで適正になされていないものがあった。 佐賀県人工海浜公園条例第6条では、指定管理者は利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、利用料金の設定の際の知事への協議及び承認がなされておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。</p> <p>(4) 事業報告書の記載内容等について検討を要するものがあった。 指定管理者から提出された事業報告書の記載内容は、仕様書で規定されている指定管理業務の実施状況が具体的に分かるようにはなっていなかった。また、事業報告書には、仕様書において規定されているモニタリング（アンケート等）が実施できなかったことが記載されていた。所管課においては、事業報告書に記載させる内容やモニタリングの実施方法等事業の検証方法について検討されたい。</p> <p>(5) 事業報告書で速やかに提出されていないものがあった。 基本協定書では、管理運営業務の実施状況及び海浜公園の利用状況は、年度終了後速やかに提出することとされているが、指定管理者からは、決算書等と一緒に、6月17日に提出されていた。 同じく14条に基づく平成19年度の事業報告確認通知がなされていなかった。(平成18年度分は通知済み)所管課においては、内容確認のうえ、速やかに通知されたい。</p> <p>(6) 施設損害賠償責任保険契約で検討すべきものがあった。</p>		

	<p>協定書では、指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき事由により発生した損害賠償責任を達成するために必要があると認めるときは、施設損害賠償責任保険等の適切な保険に加入する旨規定されている。</p> <p>実際の契約内容を確認したところ、保険対象面積と指定管理区域の面積とが一致していなかった。現行の規定は、契約を結ぶかどうかも含め指定管理者に判断が委ねられているが、当施設は遊泳場という性格上、事故が発生する可能性が高いと考えられることから、所管課においては、保険契約に必要な内容を仕様書に具体的に盛り込むなど、指定管理者が結ぶべき保険契約への関与の在り方について検討されたい。</p> <p style="margin-left: 40px;">           保険対象面積                    48,000㎡            指定管理区域の面積        102,400㎡                〔うち人工海浜部分        24,000㎡〕                  緑地等土地部分        22,400㎡                  遊泳区域部分         56,000㎡         </p>
--	--

所管課	港湾課		
団体名	太良町		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	太良人工海浜公園
監査の結果	<p>(1) 管理物件の取扱で適正でないものがあった。 管理運営業務を行わせるにあたり、管理する物件を財産台帳及び備品台帳等で示していなかった。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可申請の手続きが取られていなかった。 当施設(海水浴場)の開設期間内に、利用者の利便性を確保するために売店及び自動販売機の設置がなされているが、県に対して施設利用の許可申請がなされず、指定管理者において、独自の許可を行い、使用料を指定管理者が徴収しているものがあった。(使用料徴収額 1,340円)</p>		

所管課	港湾課		
団体名	小城市		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	住ノ江港緑地
監査の結果	<p>(1) 管理物件の取扱で適正でないものがあった。 管理運営業務を行わせるにあたり、管理する物件を財産台帳及び備品台帳等で示していなかった。</p> <p>(2) 利用料金の取扱いで適正になされていないものがあった。 利用料金の設定は、「佐賀県港湾管理条例」第10条第3項で、「指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。」と</p>		

	<p>なっているが、指定管理者制度に移行する際に、承認手続きが取られておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。</p>
--	--